

平成 23 年度事業
障害者等に中心をおいた地域における
災害・防災意識啓発事業
報告書

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会

はじめに

東日本大震災から1年8か月が経ちました。未曾有の被害は、平成24年10月30日現在、死者15,782人、行方不明者2,769人、そして、今なお避難生活を余儀なくされている方326,873人という数字が政府からは発表されています。また、報道によれば、障害者の死亡率は、住民全体の2倍以上に及ぶという、極めて重要なことが明らかにされました。あらためて、被害の大きさを感ずるとともに、災害において特に弱いとされた障害者の姿が浮き彫りになったことを痛感します。



震災後の3月17日、日身連では東日本大震災対策本部を設置し、間を置かず被災地との円滑な連携のため被災地の宮城県仙台市に被災地特別対策本部を置き、被災状況の収集と支援活動に努めました。また、震災の年に開催した全国大会（とやま大会）では、「復興”みんな仲間 思いはひとつ”」を掲げ、支援活動を行っていくことを全国の会員の皆さまと誓い、加盟団体、障害関係団体、企業等の皆さまの温かいご協力により、義援金をはじめ、さまざまな支援活動を続けてきた1年8か月でした。また、全国の加盟団体や、私が代表を務める13の中央の障害者団体で構成されている日本障害フォーラム（JDF）と連携を図りながら、被災地への支援活動も行ってきました。

そのような活動をすすめる中、明らかになってきたのが災害時要援護者名簿のあり方、避難体制の仕組み、被災者への情報提供、避難所及び仮設住宅等の整備、医療的ケアの確保、生活再建、そして、避難生活における精神的ケアなど、障害への理解不足を要因とする課題でした。さらに、時間の経過とともに大きく変わる避難生活に対する柔軟な対応や個人情報への壁による課題も、同じく喫緊の問題として明らかになりました。これらの山積した課題を解消、改善するため、日身連は、JDF等と連携し、国や政党に対する要請行動にも精力的に取り組みました。そして、このような重要な課題に加え、注視しなければならないことは、例えば、障害者の死亡率が住民全体の2倍以上であった要因が未だ検証されずにあるように、これまでに見えてきた課題や有効性のあった支援対策（体制）等の検証がなされていないことが、実は極めて問題であるということでした。これらのことをしっかりと検証し、被災地の当事者の声を受け取り、それらを今後の防災対策へ反映することが、東日本大震災の悲しい事実を、貴重な教訓として生かし、加えて、防災対策や災害対策が円滑にいくための障害者団体としての果たせる役割があるのだと考えます。日身連は、地域社会の中で地域の住民とつながって生活する障害者の当事者団体です。その役割をしっかりと受けとめ、地域の住民組織などとの相互理解を図り、孤立のない社会、障害者や高齢者等が取り残されることのない社会への構築と同

時に、被災者間の格差や被災地間の格差を生じさせないような活動に努めていかなければならないと思う次第です。

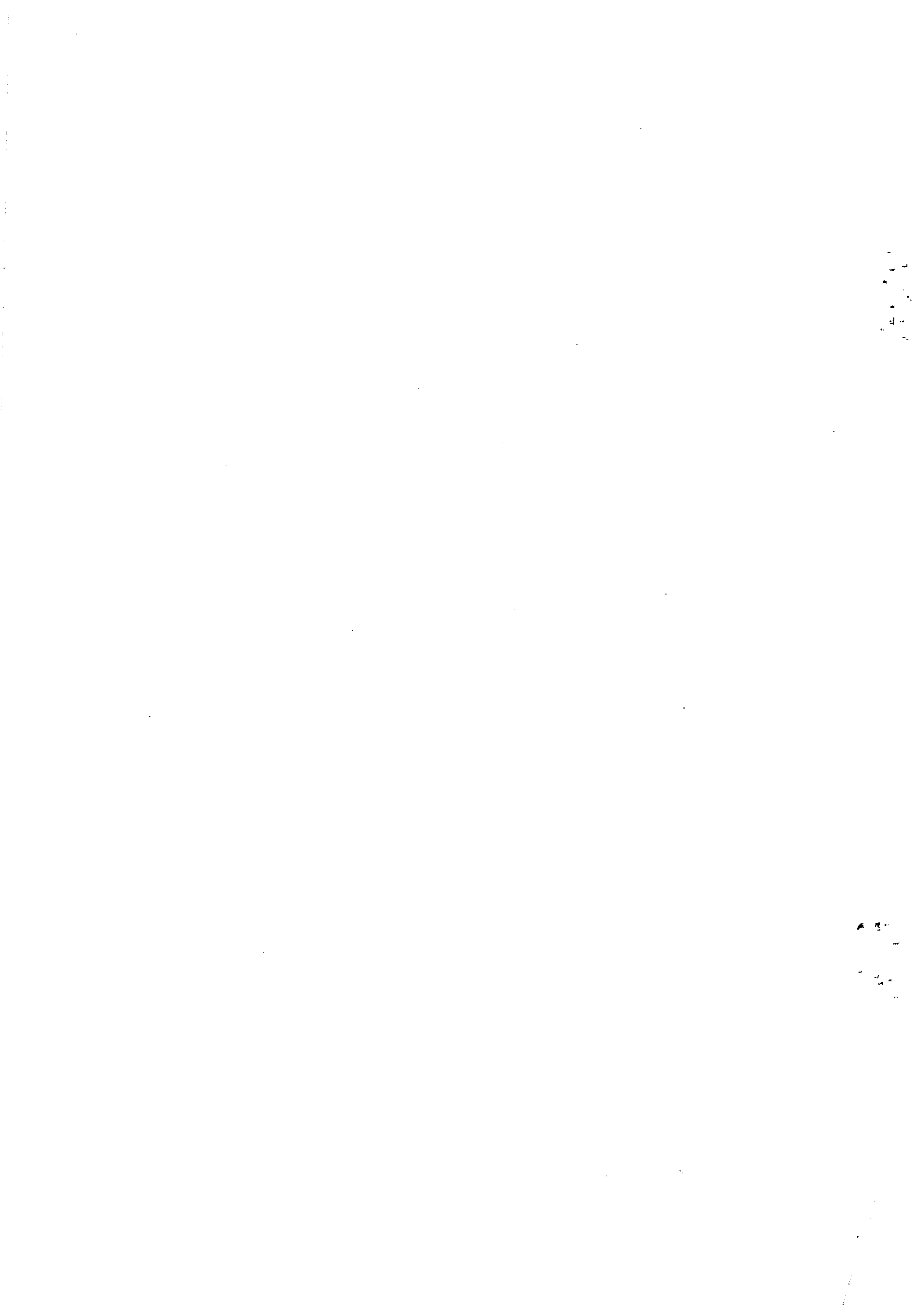
そういったことから、今回、「障害者等に中心をおいた地域における災害・防災意識啓発事業」を実施いたしました。本事業で、東日本大震災の対応における課題を検証しながら、今後の防災対策とユニバーサルデザインの社会（まちづくり）への提言を、障害者の視点から発信することで障害の理解促進が図れる一助になれば幸いです。

最後に、今回の事業で取材にご協力賜りました被災地の皆さまならびに厚生労働省及び日本弁護士連合会の関係各氏に深く感謝申し上げますとともに、本事業の助成のご支援を賜りました大阪府民共済生活協同組合様ならびに全国労働者共済生活協同組合連合会様にお礼申し上げます。

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
会 長 小川 榮一

目 次

	頁
1. 東日本大震災に対する日身連の対応	1
2. 岩手県、宮城県、福島県内に向けた被災地加盟団体の活動	5
3. 被災地加盟団体からの報告	6
(1) 岩手県身体障害者福祉協会	6
(2) 宮城県身体障害者福祉協会	8
(3) 仙台市障害者福祉協会	9
(4) 福島県身体障がい者福祉協会	11
4. 東日本大震災発生直後から今日までに見えてきた課題	13
5. 今後に向けて	16
関連資料	19
(1) 被災地の状況確認事項<調査結果・抜粋>一覧	21
(2) 日身連支援活動等の経緯一覧	31
(3) 要望書一覧	37
企画実行委員名簿一覧	77



1. 東日本大震災に対する日身連の対応

平成 23 年 3 月 11 日、午後 2 時 46 分、三陸沖を震源地とする東日本大震災発生。東京都豊島区に事務所を置く日本身体障害者団体連合会では、職員の負傷も事務所内の破損等も特になかったものの、被災地の加盟団体との連絡もままならなかった。交通機関がマヒし、携帯電話もつながらず、スーパーやコンビニなどでは食料品や飲料水がまたたく間になくなった。事務局員は徒歩で帰宅し、都内の外出先で震災に遭った日身連会長と一部の職員は外出先の会議室で一夜を明かした。

震災翌日、日身連では、すぐさま被災地域の情報収集と対策本部の設置に向けた準備にはいり、17 日、小川榮一日身連会長を本部長とする日身連東日本大震災対策本部（以下、「対策本部」という。）を日身連内に設置した。そして、対策本部における活動の方針を定めて、被災地加盟団体の事務所や運営施設等の被害状況の把握調査に加え、全国の都道府県・政令指定都市加盟団体に対する被災地加盟団体への物的・人的・受け入れ等の支援提供に関する一斉調査を行った。調査の結果では、財政的支援や物資支援等の提供が可能な加盟団体もあったが、大震災の混乱の中、被災地加盟団体でどのような支援の提供が必要か具体的に把握することは容易ではなく、当時の状況下では、直接、支援の提供に結びつけることができなかった。

また、同本部の活動方針により情報把握の作業と同時に、被災地支援の有効な手段として、ホームページを通じて、全国的な義援金募集の呼びかけを開始した。さらに、被災地と連携した活動を円滑に行うために、同月 28 日、仙台市障害者福祉協会内に日身連被災地特別対策本部（以下、「特別対策本部」という。）（本部長 前田保東北・北海道ブロック代表・青森県身体障害者福祉団体連合会会長）を設置し、協働で被災地の視察、障害者団体等との会合、情報収集を行い、必要な支援提供を求めて、国等への要請活動を行うこととした。

大震災からひと月後の 4 月 13 日、対策本部と日身連正副会長会で合同会議を開催し、被災地加盟団体からの被災状況の報告や、仙台市（宮城県）と沿岸地域や福島県内の避難所等に関する状況報告を受け、被災地加盟団体及び支部協会の再建支援等に努めていくとともに、国及び政党等で予定されているヒアリングでの要望事項



等について協議し、他の障害関係団体等と連携しながら、当事者団体の役割として積極的に支援活動を行っていくことを確認した。と同時に、被災地 4 県 1 政令市加盟団体（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、仙台市）における被害状況や支援ニーズをさらに詳しく把握するために、同月 21 日に再調査を行った。

被災地の被害状況は、震災直後から逐次報告されたが、現地に赴き、被害の実態をしっかりと把握し、また、被災地加盟団体の様子を知るため、対策本部では小川榮一会長（本部長）を中心に視察チームを編成し、平成 23 年 6 月 4 日から 6 日までの 3 日間、特別対策本部と協働して岩手県、宮城県、福島県の視察を行った。視察中は、被災地加盟団体を訪問し意見交換をする



とともに、所属会員の方や支部組織等の被災状況や支援ニーズ等の収集に努めた。また、日本障害フォーラム（JDF）視察団の一員として、3月22日から数回にわたり被災地の視察に参加し、被災地の障害者団体・施設・行政等との意見交換を行い、支援活動の方向性や要請行動等に結びつけた。

このような視察や特別対策本部あるいは被災地加盟団体を通して、被災地における障害者やその家族、そして、施設関係者が抱えている大きな不安と劣悪な避難生活の環境、さらに、安否確認さえできない実態が明らかになった。そのため、これらの問題を速やかに解消するため、日身連は、震災直後から単独あるいは JDF と連携して、国や政党に対する被災障害者やその家族等の実態把握と緊急支援に向けた要請行動を行った。特に、避難所や自宅等で避難生活をおくっている被災障害者への福祉サービスの提供及び情報保障の確保、避難所や仮設住宅のバリアフリー整備等といった被災地への要望に加え、計画停電により生じた弊害についても、適宜、柔軟に支援が提供されるよう全力を傾けた。

かつまた、障がい者制度改革推進会議の構成メンバーであることから、推進会議での協議においては、被災地の加盟団体等からの情報をもとに、被災障害者や被災地の障害者団体等の再建等について意見・提案を行うとともに、今後の防災・減災対策が当事者参加のもとで進められるよう要望に努めた。なお、毎年、国へ提出している「日身連要望事項」においても、平成 23 年度要望事項に東日本大震災に関する要望事項を加え、過日、関係省庁から文書回答を得たところである。

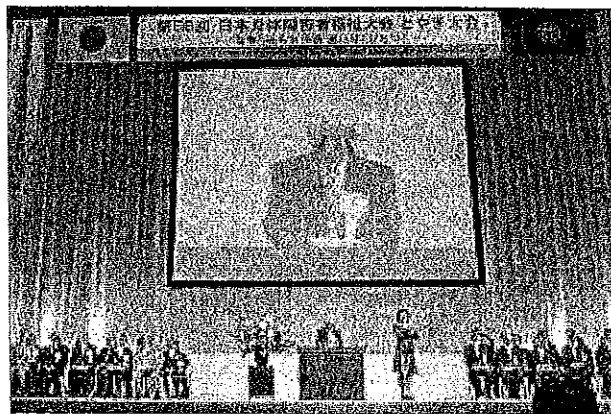
義援金の呼びかけには、加盟団体や全国の会員の方をはじめ個人の方から多額の善意の募金をいただいた。そこで、被災地へ一日も早く義援金を配分するため、7月25日に対策本部・特別対策本部合同会議を開催した。同会議で承認された義援金配分要綱に則り、被災地加盟団体から申請された被害者・被害家屋数を基準とした配分作業の準備に取りかかり、平成 23 年 9 月 9 日に第 1 次として 23,638 千円、11 月 28 日には防寒対



策を主とした6,000千円の第2次配分金、総計29,638千円を、各被災地加盟団体等を通して行い、被災障害者の生活再建や障害者団体の組織再生支援等のために活用していただいた。さらに、義援金に加え、加盟団体やその関係者、民間企業等から支援物資や応援グッズ等が寄せられ、被災地加盟団体に配分することができた。

これらの支援活動に加え、対策本部と特別対策本部と協働で被災地視察や障害者団体等との会合、情報収集に努め、必要な支援や国等への要請活動等さまざまな活動を行った。そのほか、平成23年7月以降から被災地障害者団体の代表を全国20数地域に派遣し、被災地の障害者の現状や災害時における障害者団体の役割等についての啓発活動を実施して、各地域における障害者の災害対策を推進した。

未曾有の大震災の前に被災地加盟団体及び支部組織は多大な被害を受け、情報や生活必需品の不足に混迷を深めた。福祉サービスを受けていない多くの加盟団体会員は、福祉施設等からの支援や連絡はなく困窮を極めていたことを受け、日身連の責務として支援活動への取り組みをしっかりと明示する必要性から、既に承認されていた平成23年度の事業計画を一部見直し、新たに「東日本大震災にかかる支援活動」を項目に加え、日身連・加盟団体が一致団結して積極的に取り組むことにした。特に、同年5月に開催した第56回日本身体障害者福祉大会とやま大会では、当初予定していた大会プログラムを急きょ変更し、“復興 みんな仲間 思いはひとつ”をテーマに掲げ、政策協議では『障害者と災害』をテーマに、岩手県、宮城県、仙台市、福島県の被災地加盟団体の現地状況の報告を踏まえ、行政機関の支援活動の問題点等を協議した。また、被災地の障害者福祉施設の授産品の即売会や義援金活動等、復興支援を呼びかけて支援活動の輪を広げた。



そして、平成24年5月に開催した第57回日本身体障害者福祉大会さいたま大会においても、義援金活動や被災地授産品の即売会を行うなど被災地支援のためのプログラムに取り組んだ。

このような支援活動に対して、被災地の会員の方からは、当事者団体につながって



て良かったという声が寄せられ、当事者団体の役割と意義を痛感した。その一方で、当事者団体に加入している在宅障害者の割合は少なく、どこにもつながりがない多くの在宅障害者は、生活必需品や食料品を入手できず、さらに多大な不安と混迷を極める避難生活を強いられた実情をしっかりと受けとめて、引き続き、活動を行っていかねばならない課題も認識することができた。

また、日身連会長が代表を務める日本障害フォーラム（JDF）の被災地支援活動については、JDF 被災障害者総合支援本部と被災地の3つの支援センター（岩手、宮城、福島）の開設にあたり、日身連のコーディネートにより、被災地加盟団体ではJDFによる支援組織の立ち上げに協力し、被災地の行政や地元組織とのつなぎと信頼関係を構築するための役割を担った。現在においても、加盟団体の代表は、継続してJDF支援組織の代表や副代表として関わっている。

こういった活動と並行して、JDFでは、震災直後の3月14日の被災障害者等の特別支援に関する緊急要望書の提出以降から本年24年7月26日までに要望書（第7次）の提出をはじめ、政府や政党等に対して緊急あるいは中長期的支援に関する対策を講じるよう要請行動を継続して行っているが、日身連はその中軸として貢献している。さらに、被災地視察では、JDF視察団の一員として



で参加、数回にわたり、岩手県、宮城県、福島県の沿岸部や避難所、仮設住宅、施設等を訪問し、地元の被災障害者や障害者団体等との意見交換を行うなど、各被災地の実情や支援ニーズの把握に努めつつ、要請行動に結びつけることに尽力した。

2. 岩手県、宮城県、福島県内に向けた被災地加盟団体の活動

東日本大震災発生後、被災地の岩手県、宮城県、仙台市、福島県の各加盟団体では、被災した沿岸部を含めた支部組織を巡回・訪問を行ったり、会員の被災状況の把握および安否確認や被災障害者の支援に務めた。被災地加盟団体からは、以下のとおり、報告いただいているが、主な活動としては、県の社会福祉協議会に協力し、沿岸地域等への支援物資の輸送を行うとともに、支部組織を通じて被災障害者に救急箱、初期消火器、医療用マスク、食料品や衣料品等を配布した。また、必要に応じて反射式ストーブ、ファン式ストーブ、電気こたつ、電気カーペット等を配布して被災障害者の防寒対策を実施し、在宅及び仮設住宅の被災者へのふれあい・見守り活動を継続して行っている。

あるいは、災害時相互応援協定を締結している加盟団体間で災害時緊急車両の指定を受け、福祉避難所等への生活必需品、食料品等の配送を行ったり、運営する身体障害者保養所に福祉避難所を開設して避難所で窮している被災障害者やその家族達を受け入れた等のほか、加盟団体が運営している施設を福祉避難所として開設したところ、人員不足に窮したことから、別の加盟団体が人材を派遣して福祉避難所が円滑に運営できるよう人的支援を行なった等がある。そのほかにも個別で被災地の団体等へ物資支援や義援金等を行った加盟団体等の自発的な支援・応援活動も報告されている。



また、初めて JDF 支援センターが開設された仙台市では、まず開設前に地元障害者団体との意見交換会も行われ、宮城県内の障害者団体間の緩やかなネットワークとして、被災障害者を支援するみやぎの会（当初 17 団体）が発足して間もなく、3 月 30 日に JDF みやぎ支援センター（代表 阿部一彦仙台市障害者福祉協会会長）が設置され、障害者施設の被災状況調査や浸水した住居の清掃作業、生活用品・福祉用具等の調達・配送等の活動に取り組んだ。また、被災障害者を支援するみやぎの会は、JDF みやぎ支援センターや難民を助ける会、行政機関等との情報交換会を重ね、当初 20 団体にも満たなかったネットワークの輪は 60 団体以上に及んだ。

3. 被災地加盟団体からの報告

(1) 岩手県身体障害者福祉協会

●大震災直後から現在までの団体の動向

① 岩手県の被災被害状況

東日本大震災津波による被災地は、県内沿岸部 12 市町村となっている。陸前高田市・大槌町はほぼ壊滅、大船渡市、釜石市、山田町は沿岸部がほぼ壊滅、宮古市は沿岸部中心地が壊滅、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、久慈市、洋野町は沿岸地区で被害が拡大している。岩手県（保健福祉部障がい保健福祉課）の発表では、住民全体で死者 4,671 人、行方不明者 1,195 人（平成 24 年 9 月 5 日現在）、家屋被害は全・半壊 24,236 棟（4 月 12 日報告以降）など甚大な被害を受けた。

障がい者施設では 15 人（利用者 12 人、職員 3 人）が死亡、17 人（利用者 14 人、職員 3 人）が行方不明者となったほか、物的にも計 84 ヲ所が被害を受けた。なかでも、沿岸部では入所・通所施設、ケアホーム・グループホーム、居宅介護事業所など 21 棟が全壊し、入所施設の利用者は被災直後からグループホーム型仮設住宅ができるまで福祉避難所に職員とともに集団避難し、通所施設ではサービス提供が一時中断されるなど、障がい者の生活にも大きな影響を及ぼした。また、在宅の障がい者の中には、自宅の流失や保護者の死亡等により、内陸部の施設への入所を余儀なくされた方もいた。

② 岩手県身協における対応

震災直後は通信網等ライフラインが断絶、公的交通機関の麻痺、自動車で現地に向くにもガソリン不足で動けない状況であった。被災者知人含め、関わりのある行政機関等から徹底的に情報収集した。その中で現在の生活の様子、物資希望やその他の要望調査、在宅での身障者支援、避難所にいる障がい者数の把握を県社協等から情報を得ることから始めた。物資調達及び現地調査に動きだした。

ア) 岩手県身障協・東日本大震災対策本部の設置

平成 23 年 3 月 29 日、県身障協正副会長会議において「岩手県身障協・東日本大震災対策本部」設置をした。本部長は県身障協会長田村幸八、副本部長は県身障協副会長堀越政季・藤井公博、事務局長は県身障協事務局長とし、対策本部は当分の間被災地への支援のための対策等を検討するとともに、その対策が有効に行えるよう被災地身体障害者福祉協会及び対策本部「被災地特別対策本部」と連携して万全を期すこととした。対策本部は、被災地情報の収集、被災地に向けた支援情報の提供、義援金の呼びかけ及び受付等、加盟身体障害者団体等への情報提供、被災地身体障害者協会の再建支援等の作業内容とした。

イ) 津波を受けない内陸部への岩手県身障協による義援金活動／平成 23 年 3 月 31 日 東日本大震災の義援金のお願いを被災地身障協を除く市町村身障協に協力をお

願いました。

ウ) 安否確認・現地調査及び救援物資配布／平成 23 年 3 月 28 日～

現地身障協会の役員・身体障害者相談員・会員等の安否確認調査及び調査協力要請等延べ9回実施した。支援物品の配布は地元身障協会を通じて在宅及び避難所、仮設住宅入居の会員被災者・避難者に食料品・衣料品他の物資を延べ 22 回配布した。(継続中)

エ) 「JDF 東日本大震災被災障がい者支援岩手本部」設置及び「JDF いわて支援センター」開設

宮城・福島より遅れての本部設置、支援センターの開設となった。今、震災から 1 年 8 か月が経過しようとしている中で徐々に緊急支援は一段落をしてきた。しかし、災害を機に顕在化した「震災前から地域が抱えている障がいのある方を取り巻く問題」を解決するには時間がたらず、「今後の地域復興の中で共に考える」といった長期の視点での活動の必要性を感じ、JDF では陸前高田市に拠点を構え、当面 2 年間の活動を行うこととした。

この陸前高田市であるが、この震災により甚大な被害を被ったところの一つであり、現在も岩手県で唯一、障がいのある方の被災状況が明らかになっていない街でもある。

カ) 被災地における障害福祉サービス基盤整備事業（厚労省事業）への支援

岩手県においては、岩手県社会福祉協議会が事業を受託し、復興期における障害福祉サービス事業所の安定した運営を図るため、いわて障がい福祉復興支援センター及び県内 9 つの圏域に拠点を設け、復興支援コーディネーターを配置し、障がい福祉サービス事業所の運営強化支援（運営状況調査、研修支援、専門職によるアドバイザー派遣等）、被災障害者生活実態調査（沿岸被災 12 市町村の障害手帳登録者 1 万 6 千人余）及び障害者災害対応マニュアルの策定（障害当事者向けと支援者向け）などに取組んでいる。

事業推進に当たり、国、県、市町村、福祉団体、教育機関、大学、JDF、難民を助ける会及び障がい当事者・団体等と密接に連携して取組んでおり、岩手県身障協も積極的に協力している。

●今後の課題と展開

今回の大震災に関して、「災害に関する情報の入手や避難行動が困難であった」、「避難所生活に必要な補装具や日常生活用具が速やかに配布される必要がある」などの意見があった。県では「障がいを持つ人たちの災害対応マニュアル」を作成し関係者に配布していたが、当協会として障がい当事者や家族の方々の意見を聴きながら当該マニュアルを見直し、今後の災害に備えた必要な対策を講じていく必要がある。

当協会は、本年 7 月に開催した「第 54 回岩手県身体障害者福祉大会イーハトーブ花巻大会」において、障害当事者の立場から、今後の復興や防災計画に反映させてい

り組んだが、本稿では、そのなかでも当協会が震災直後から24時間体制で50日間にわたって取り組んだ福祉避難所について述べることにしたい。なお、当協会が取り組んだ福祉避難所の開設にあたっては、多くのボランティアや日身連事務局の職員、そして宮城県介護福祉士養成施設協会などの関係機関の協力もあつたが、紙面の都合を斟酌して、同じ日身連加盟団体である山形県身体障害者福祉協会と福岡市身体障害者福祉協会の事例を取り上げることにした。

当協会の場合、福祉避難所は、仙台市宮城野障害者福祉センター、仙台市若林障害者福祉センターおよび仙台市太白障害者福祉センターの3カ所に開設して、総数43人（うち4人は家族等付添者）の避難者を受け入れた。これらの福祉避難所のうち、仙台市若林障害者福祉センターと仙台市太白障害者福祉センターは、平成23年3月12日から同月31日までの20日間を開設した。そして同年4月1日以降は、避難者の入浴対応等の関係からガスが復旧している仙台市宮城野障害者福祉センター1カ所に福祉避難所の機能を集約して、同月30日までの50日間を開設した。

社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会と当協会は、概ね30年周期で起こる宮城県沖地震の再来などに備えるため、平成20年6月27日に災害時の応援に関する協定を締結した。そのため、東日本大震災においても、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会は、当協会との協定に基づいて、震災直後の平成23年3月14日と同月16日の2度にわたり、災害時緊急車両の指定を受けて、当協会に支援物資等を配送した。仙台市が全国から寄せられた支援物資等の本格的な供給を福祉避難所に開始したのは、同月17日からであったため、山形県身体障害者福祉協会の取り組みは、福祉避難所の開設に際して、とても大きな後方支援となった。また、同協会は、身体障害者保養所「東紅苑」に福祉避難所を開設して、当協会をはじめ、山形県外から被災した障害者等を受け入れた。

福岡市身体障害者福祉協会は、平成23年3月31日から4月25日までの26日間、1週間交代で2人ずつの合計10人の介護職員を仙台市宮城野障害者福祉センターの福祉避難所に派遣した。この介護職員の派遣は、厚生労働省による避難所への介護職員等の派遣に基づくもので、当協会が3カ所で開設した福祉避難所を4月1日から仙台市宮城野障害者福祉センター1カ所に集約するための原動力となった。また、この介護職員の派遣によって、震災発生から24時間体制を続けてきた宮城野障害者福祉センター職員の宿直等が軽減されたため、福祉避難所の開設と併行して、既存事業の一部（生活訓練や喫茶ルーム等）を再開する契機ともなった。

●今後の課題と展望

当協会が取り組んだ福祉避難所は、前述したような社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会と社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会などの協力がなければ、その任務を全うすることができなかつたといっても過言ではない。そして東日本大震災における取り組みを教訓として、当協会が学んだことは、日身連を軸とする加盟団体のネッ

トワークがなければ、福祉避難所をはじめ、義援金の配分などの様々な支援活動ができなかったということである。この加盟団体のネットワークは、1つの団体ではできないことも相互に力を合わせれば成し遂げられるという認識のもと、災害時に限らず、有事の際には何らかの取り組みを発展させる可能性をもっており、今後の防災・災害への対応に向けて、こういった仕組みのあり方を、日身連として検討していくことが必要であると思われる。

(4) 福島県身体障がい者福祉協会

●大震災直後から現在までの団体の動向

東日本大震災発生時、年度末の事務整理や理事会の資料作成等の事務に従事していたところ、かつてない激しい地震動に見舞われ、職員全員が避難指示に従い、屋外に避難した。この際、執務室があった建物への立入り禁止措置がとられ、現在に至るまで緊急やむを得ない場合を除き、入館は認められていない。

このような状況下、当協会では各職員が手分けして、自宅及び3月14日から借用した仮執務室において、各支部の役職員の安否確認、被災状況、支援要望の把握等に努めたが、電気、通信網のマヒ、ガソリン不足、被災地自体の混乱等により十分な情報収集は、なし得なかった。その後、地震、津波による被災状況は、通信、道路事情等が復旧するにつれ、支部経由で徐々に把握することができたが、原発事故による被災障害者の安否・所在確認、支援要望の把握については、被災者の避難先が県内各市町村、全都道府県に及び、かつ居住先が仮設、借上げ、親族・知人住宅等と多様であり、また諸事情により転居が常態化していたことから、支部、本部（協会）いずれにあっても困難を極め、いまだに多くの会員の避難生活の実態が把握し切れていない。なお、震災後は、4月1日から県社会福祉協議会の一室を借用して執務室としている。

このような中、当初、被害が甚大であった被災地の現地調査を実施するとともに、当該被災支部の役員とともに、被災会員・支部に対する支援のあり方、方策等についての協議を重ねた。この結果、被災会員に対する生活支援と支部再建を最重要事項と位置付け、避難生活の支援、支部負担金の軽減、避難生活の支援に関する行政機関への要望活動の実施等の活動を行った。その後、日身連義援金の配分による経済的支援を行い、続いて原発事故に伴う避難者に対する相談事業や賠償問題についての情報提供等の取り組みを関係機関・団体とともに継続して実施している。現在、長期避難生活による会員の孤立化、孤独化が問題化しつつあり、この防止に関する連携体制の構築や有効な対策の確立等の検討に取り組んでいる。

●今後の課題と検討

今回のような複合巨大災害を経験して、未曾有の大災害とはいえ、従来のような行政機関

が策定する防災対策を基本とした障害者の防災対応では、発災時の避難、その後の避難生活等の面で、効果が大変薄いことを実感した。また、大震災以前から指摘されていた、日本では災害がいつでも、どこでも発生するということが、行政機関、団体、住民ともに大災害の被災体験がなかったことから、被害がどれほど深刻なものか深く認識していなかったことが、避難や避難後の生活を大変厳しいものになっている大きな要因ではないかということを感じている。

これらのことから、①行政機関の地域防災計画と各障害者福祉団体の防災対策の関連づけの深化②この前提となる不断の密接な連携・協働体制の構築③地域での防災訓練の回数の増加ときめ細かな実施による問題点の抽出④災害又は大規模災害についての知識、普段の備え、避難方法、支援者（団体）との協力関係の構築等についての普及啓発⑤被災後の生活に関する情報提供⑥障害者団体内での情報の共有化と団体相互間での連携体制の強化⑦町内会、行政区等、最も身近なコミュニティーでの支援体制についての理解の促進⑧災害時における医療機関、福祉施設との連携のあり方と支援についての協力体制の構築⑨被災障害者に対する支援・避難施設の整備、充実についての行政への働きかけの強化⑩これらの課題について先進的な取り組みを行っている地域・団体についての情報提供が、主な課題として設定されると思う。

ただ、これらの課題検討については、相当な時間、知識、労力、財政負担等を伴うことが容易に想定される。このため、各都道府県協会単独の取り組みとしてではなく、ブロック単位の共同的な取り組みとして行うことが最も効率的かつ効果的で、かつ前述の負担が軽減されるものとする。

については、国又は日身連の取り組みとしてブロック単位の行政機関と障害者福祉団体の、又は障害者団体の検討会の持ち上げを検討していただくようお願いをしたい。

4. 東日本大震災発生直後から今日までに見えてきた課題

障害者の死亡率が住民全体の 2 倍以上に及ぶことが判明し、改めて災害弱者としての障害者への避難支援の在り方が問われる。障害特性に配慮した緊急通報システムの整備や避難支援体制の構築、災害時要援護者名簿の在り方の検討、災害時における個人情報の適切な活用による安否確認体制等が求められる。

避難生活において、障害理解の不足等から障害者やその家族は、一般避難所での精神的・物質的居づらさや環境の困難さから苦痛を感じただけでなく、一般避難所から出て、自宅に戻ったり、車中での寝泊り、親せきの家を転々とした等のケースや、自宅避難者の安否の確認や支援や情報提供の遅れ等が報告された。障害理解促進のための周知・広報活動、障害特性に配慮した避難生活時の日常生活支援、障害者に配慮したバリアフリーな避難所の整備（障害があっても使用できるトイレやお風呂の整備なども含む）が求められる。さらに、避難所での共同生活が困難な障害者に対する福祉避難所の整備も重要な課題である。福祉避難所の運営や被災後の障害者利用施設の運営にあたり、人材確保に困難を極めた。被災地以外の介護や支援に関する人材派遣並びに被災地における受け入れ手続きの簡素化が求められる。加えて、福祉避難所を必要とする障害者やその家族が適切に受け入れられるような仕組みを整えるとともに、福祉避難所の周知のための手だても考えていくことが必要である。その一方で、家屋等を奪われた被災障害者やその家族は避難所から仮設住宅へ、そして、仮設住宅を出たあとの住まいや生活への不安を抱えている。このように避難時におけることはもとより、その後の生活再建の保障についても長期的な支援体制が必要とされる。

また、震災当時は、避難所に情報がきちんと届かず、避難者自身にさえ何が起きているのか分からなかったり、避難先で地元の被害状況がつかめず不安だけが残ったといったことも報告されている。特に、福島原発事故による避難者については、当初からの確に情報が提供されないことから、あらゆることで混乱が生じ、例えば自主的に避難した人達は、避難先も含め、取り残されてしまった状況だったこと等が報告された。こういったことに迅速かつ柔軟に対応できるための障害特性に配慮した生活支援情報等や将来に向けた的確な情報の発信が求められる。

そして、敢えて触れておきたいことは、震災後の混乱の中で、多数の問い合わせやアンケート依頼が殺到したことから、現場の負担や混乱を生じさせることになった。このような状況を生まないためにも、例えば、各支援団体がそれぞれ単独行動するのではなく、同様の支援目的の団体を調整する機関があれば、被災地の負担もより軽かつ効果的な活動につながると思われる。

東日本大震災の悲しい現実を風化させることなく、被害実態と被災地から見えてきたさまざまな課題の要因をしっかりと検証し、今後の防災及び減災に向けた貴重な教訓として、社会全体で考えていくことが極めて必要だと考える。

なお、一例として、都心での大震災の体験による考察と、南海トラフ巨大地震で注目さ

れる静岡からの声を記載した。

関連資料 東日本大震災が及ぼした影響

【 東日本大震災、その時、東京は 】

3月11日(金)午後2時46分、会社のあるさいたま市より家に戻った直後、起震車体験のような揺れが起きる。地震直後、職場などに連絡をとるも、数件連絡した後は、携帯、固定電話ともにつながらなくなる。エレベーターが止まり、翌日復旧するまで、ほぼ丸一日9階の自宅マンションからは出られなくなる。電動車椅子なので、30分帰宅が遅れていれば、交通マヒで帰れないか、家にたどり着いても部屋には戻れなかったことを考えると「ぞっと」した。

ライフラインはとまらなかつたものの、ガスは自動停止し、復旧方法がわからない人もいて、管理人さんが階段で各部屋を回っていた。首都高速道路は橋脚がしなり、運転していた人は、生命の危険を感じたようだ。

大都市の特徴として、近県から通勤している人が多いため、交通機関がストップしたことで、道路は徒歩等で帰宅する人で、夜中まであふれ「帰宅困難者」という言葉も生れた。台東区へ仕入れに出かけていた義理の母は、バスやタクシーが人であふれ、道路は大渋滞で乗ることができず、ガラス片が散乱したり寒くて歩ききれず、休んでいたところを見るに見かねたタクシードライバーが送ってくれて、夜になってようやく文京区の自宅に帰りつけた。普段なら1時間もかからないのに、数時間を要した。

震災後は、節電、計画停電と風評被害に見舞われる。一時エスカレーターやエレベーターが完全にストップしたため、電車に乗ることもままならず、計画停電で、どこで停電に会うかわからず、不安で外出することができなかつた。原発の問題もあり、水、米、インスタント食品、トイレットペーパー、ガソリンなどが無くなり、日常生活でも不自由を感じた。ガソリンや電気が無くなると外出できなくなること、障害などによっては生命の危機も伴うことなどを実感した次第である。また、このような災害などに備えてヘルメットなどの備蓄品の必要性も実感した。

震災後、障害者や高齢者などの災害弱者に対する対策が見直されつつあるが、避難場所は学校で、バリアが多く、また、自宅マンションで避難する場合も、物資補給がままならず、問題山積。福祉避難所も建設に時間を要しており、今東京にあのような震災が来たら大パニックになるであろう。地元の防災課や福祉課などが密接にかかわりあい、当事者を含めて対策を立てていくことが急務であると考えられる。

(小西慶一東京都身体障害者団体連合会専務理事)

【 防災の基本をどう考えるか 静岡発 】

昭和 51 年、静岡県直下を震源域とする東海地震説の発表は衝撃的であった。静岡県では、東海地震は確実に近づいているとの認識のもと、ハード・ソフト両面から県民を上げて地震対策に取り組んできた。以来 35 年が経過する間、伊豆大島近海地震 (M7.0)、日本海中部地震 (M7.7)、阪神・淡路大震災 (M7.3)、新潟県中越地震 (M6.8) 等が相次いで発生した。

日本列島で大地震が発生する度に、住民の地震防災に対する意識が改めて高まる機会となったが、一方、ハード事業の整備や時間の経過等により、住民の心に災害の危険性が軽減できたかの安心感も生まれ、基本的な防災意識が薄れてしまった人も見られる。東海地震への関心は高くても必ずしも防災対策のレベルは高まってきていない。このような中、昨年 3 月 11 日の東日本大震災では、規模の大きさに加えあの津波の凄まじい威力を目の当たりにして、住民はすっかり目が覚め震災をわが身のことと危機感を感じて防災意識の再認識をしたはずである。

政府では、東海地震だけでなく日本列島を襲う超広域災害として「南海トラフ巨大地震」への対策の検討が始まった。静岡県においてもこれらを踏まえた地震対策の見直しがスタートしている。しかし、静岡県にとって見ると東海地震そのものが直下に巨大な震源域が広がり、全域が震度 6 から 7 の激しい揺れに見舞われ、さらに地震直後に大津波が襲来する。いわば我々の都市直下を襲う広域激甚災害である。このため、従来の地震対策を一層強化し充実することがまず求められている。

“地震の発生は防げなくても命は守れる”を合言葉に意識啓発を更に進めて行く必要があるが、高齢者や障害者にとって津波からの緊急避難なども含め、“自らの命を自ら守る”ということがいかに大変であるかは、衆人が認めるところである。かといって、行政などの関係機関の活動・支援にも限界がある。そのため、要援護者台帳への積極的登録など日頃から自主防災組織等地域との繋がりを持つとともに、“命を守るためには個人の意識と行動が大きくものをいう”という気持ちを強く持つことや、自治体に対しては、高齢者や障害者等弱者のための福祉避難所の充実も求められている。

防災の基本である“自助”、“共助”、そしてそれを支える“公助”、それぞれが主体的に意識し、日頃からの備えと緊急時の的確な対応により災害による被害を少しでも減らす“減災社会”を皆で築いていかなければならない。

(飯塚善明 静岡市身体障害者団体連合会事務局長)

5. 今後に向けて

(1) 復興に向けて

被災者の生活は時間の経過とともに大きく変化した。そして、仮設住宅、民間の賃貸住宅（みなし仮設）での生活が続いている。障害者はみなし仮設利用者が多いが、個人情報保護のため、その居場所が知られず、孤立を深める危険性が大きい。行政間、行政内関係部局間、信頼のおける支援機関・支援団体などによる個人情報の適切で柔軟な活用をもとにしたつながりや支え合いの再構築、医療的ケア、生活支援等が求められる。また、仮設住宅やみなし仮設住宅では、バリアフリー化や医療機関等への移動手段が不十分なために生活に困難を強いられている障害者も数多い。病院、施設や買い物などへの外出時の移動支援体制の整備が求められる。

住まいに関しては、ユニバーサルデザイン化された仮設住宅の整備並びに仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）のバリアフリー化の促進、ユニバーサルデザイン化された復興公営住宅の建設と障害者の優先利用促進が求められる。

やがて、被災した人々が社会とのかかわりを回復していくとき、障害者や高齢者が取り残されてしまう心配がある。障害のある人々が孤立することなく、健康を維持し、学んだり、働いたりして、地域社会に参加するためには、多様な支援の選択肢が必要になる。ユニバーサルデザイン化された復興公営住宅への入居支援と障害者や高齢者が地域社会と隔絶した復興公営住宅に隔離されることなく、地域社会の一員として充実した生活を営むことができる仕組みの構築が求められる。

障害があると震災発生後の時間経過のすべての段階において、困難な生活が強いられた。そのことは、本人だけでなく、家族も含め、福祉サービスや医療的ケア等の提供、情報保障といった生活に係わることのほかにも、全く変わってしまった環境（住み慣れない、知り合いも居ない、生活リズムのズレ等）へのストレスや心の寂しさ、将来への不安や焦燥感といった問題もある。

災害に弱い地域は、平時にも暮らしにくい社会である。そのことを根底におき、復興への取り組みにあたっては震災前の段階に戻すことが復興のゴールではなく、障害があっても、高齢であっても、すなわち誰にとっても暮らしやすい社会づくりを目指す必要がある。平時において誰でもが暮らしやすい社会は、災害に強い社会、災害があってもそれほど生活のしづらさが大きくならない社会であると考える。

(2) 日身連としての課題と今後の取り組み

日身連の加盟団体によっては、防災訓練への参加や災害時専門ボランティアの養成と登録に取り組んでいた団体もあり、減災に関してある程度効力を発揮した。また、自治体災害対策本部が発行する「被災された方のための生活支援情報」等を、会員のニーズに合わせて墨字版、点字版、音声版、メーリングリスト版の会報の号外として、それぞれ10数号まで発信し続けた団体もあった。日身連として、各加盟団体等の好事例等を調査、分析し

て、全加盟団体の取り組みとして一般化していくことが重要である。

震災発生後、各団体は会員の安否確認活動に取り組んだが、支部協会の名簿が流失したために確認が行えなかった場合も多かった。行政に問い合わせても障害者手帳所持者に関する情報を得ることはできなかった。個人情報保護の壁が必要な支援を妨げたのである。個人情報の取り扱いについて、今後、大いに議論、検討する必要がある。大切な個人の情報は必要な時にこそ活用されなければ意味がないのである。私たちの大切な情報の活用にあたっては、私たち自身もしっかりと考え、そのあり方について提言することが重要なのである。



避難者の避難先が広域であったり、居住先が仮設、借上げ、親族知人宅等と多様であったり、転居の常態化等を想定した上で、安否・所在確認や支援ニーズ等が把握できるようなシステムの構築の検討も必要であり、見方を変えれば、会員自らが安否・所在確認を自主的に行うといった方法等も複合的な一案として検討する余地があるかもしれない。

福祉サービス利用者は福祉施設とのつながりで、ある程度支援を受けることができたが、施設とつながりのない在宅障害者は社会環境の破綻、さらには住み慣れた場所で生活できなくなったことで、大きな制限を受けることになった。日身連加盟団体の会員の多くは、福祉サービスを受けていない在宅生活者であることを考えると、地域につながるの輪を広げることの重要性が強く認識された。町内会、地区社協、民生・児童委員会等との連携が求められる。

東日本大震災を機に、改正障害者基本法において防災及び防犯に関する条項が加えられた。「第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。」という条項である。

そして、本年10月に韓国のインチョン（仁川）で開催された ESCAP（アジア・太平洋経済・社会委員会）において10カ年行動指針が作られるなかで、インチョン戦略の10のターゲットの1つとして、日本政府と JDF からの発題による『災害と障害者』「Ensure disability-inclusive disaster risk reduction」（JDF 仮訳：災害の準備および対応に障害者の視点のインクルージョンを保障すること）が初めて明示され、APDF（アジア太平洋障害者フォーラム）も全面的にサポートしていくこととなった。防災、減災体制を構築することの重要性が日本国内はもちろん、災害を受けやすい地域であるアジア太平洋地域全体に認識が共有されているのである。

防災、減災への取り組みの基本は、障害があってもできること、そして障害があるから

こそ、どのような支援が必要になるのかについて周囲に発信する「受援力」をもとにした自助である。そして、障害の有無にかかわらず、地域の住民の一人として互いに助け合う共助にあると考える。

日身連は、全国の多くの市町村に支部組織をもつ障害当事者団体である。国としての取り組み、都道府県としての取り組みに対する提言を行うことはもちろん必要なことであるが、もっとも身近な市町村において、地域の特性を踏まえ、障害特性に配慮した防災、減災体制の整備を行うときに、障害の特性をもとにした支援の在り方について提言することは、市町村にある日身連支部組織の大事な役割である。今後、日身連、各県身連、各市町村支部組織との情報交換、研修会開催等の連携をもとに、そして、それぞれの地域における計画策定等への関与をもとに、日本中の市町村を災害に強い市町村にしなければならない。

地域の住民組織等との相互理解を図り、孤立のない社会、障害者や高齢者だけが取り残されることのない社会の構築のための活動を行っていく必要がある。また、被災者間の格差や被災地間の格差を生じさせないような活動が求められ、日身連と関係組織の役割が大きい。

東日本大震災での補えなかったさまざまな問題（安否確認、物資支援、人的支援、バリアフリーな避難所やみなし仮設を含めた仮設住宅の確保、仮設住宅を出た後の生活再建のための保障、精神的ケア等）の要因がどこにあるのか、このことをしっかりと検証し、今後の防災対策に反映させていくことが喫緊の課題であろう。そのことを、障害当事者の視点から捉え、併せて、被災地間や被災者間での格差が生じないよう、国や政党等に提言していくことが、当事者団体としての務めであると考えます。

東日本大震災を契機に、人々の間につながり、支え合い、信頼関係の大切さが意識されたという報告があるが、これらを一時的なものにすることなく、今後の日本の社会全体に定着させる必要がある。加えて、今後危惧される災害に対して、障害や障害者の理解を図りながら、被災地の当事者として、災害に弱い障害当事者として、地元の地域力を高め、防災・減災に向けた意識啓発とともに、ユニバーサルデザインのまちづくりのために、当事者から発信していくことが重要である。そして、これらの促進を図るためにも、日身連の果たすべき役割は大きいと考えるものである。

関連資料

被災地の状況確認事項 <調査結果・抜粋> 調査実施日：平成23年4月21日

設問1 当該地における被害状況、特に災害のひどい地域の状況について、どの程度把握されているか。

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<p>・ 県内沿岸部の地震、津波被災地は12市町村 災害のひどい地域 「市・町内ほぼ壊滅」 →陸前高田市、大槌町 「市・町内街地、沿岸部ほぼ壊滅」 →大船渡市、釜石市、山田町 「全域で被害甚大」 →宮古市（沿岸部中心に壊滅） 「沿岸地区で被害甚大」 →岩泉街、田野畑村、普代村、野田村、久慈市、洋野町</p> <p>障害者と住民全体の死者・行方不明者の比較 岩手県（沿岸12市町村）死者4,671人 行方不明者1,195人（H24/9/5現在） うち障害者（沿岸12市町村）死者436人 行方不明者3人（H24/8/1現在）</p>	<p>(ア) 平成23年4月時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞、テレビ及び宮城県のホームページにて確認。 ・ 特に、甚大な被害が生じた沿岸部市町村に足を運び確認。 ・ 会員である34市町村身障協会（仙台市除く）に、直接被災状況の報告を依頼等により把握に努めている。 <p>(イ) 最近の状況</p> <p>主として宮城県ホームページや障害福祉課が公表している情報を中心に収集している。</p> <p>H24年10月5日付の宮城県の発表では</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人的被害 死者10,366人 行方不明者1,359人 ② 住家被害 全壊85,315棟 半壊151,736棟 一部損壊224,262棟 <p>☆障害者の被災数についても全35市町村から報告がされた(H24年9月7日現在)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 死者1,104人 (身体985人、知的62人、精神65人) (視覚68人、聴覚76人、肢体不自由519人、その他の身体322人、計985人) ② 行方不明6人 (身体6人、知的0名、精神0人) (視覚0人、聴覚1人、肢体不自由3人、その他の身体2人、計6人) ③ 応急仮設(プレハブ)住宅で生活している障害者世帯数の把握状況： <ol style="list-style-type: none"> i) 把握 11市町村(936世帯) ii) 一部把握 5市町村(462世帯) iii) 把握していない 1市町村 ④ 応急仮設(民間賃貸住宅)住宅で生活する障害者世帯の把握数 計267世帯(16市町村) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで加入団体を含めた地域の障害者団体等と支援団体(JDFみやぎ支援センター等)との情報交換を重ねてきているので、宮城県内の被災状況はある程度把握している。また、会員の被災状況について把握するとともに、届いた支援物資の支給、必要情報の確認等の作業を関係機関、行政等と被災障害者との間に立って取り組んだ。 <p>◇当該地における被害状況</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人的被害(平成24年8月31日現在) 死者971人 行方不明者30人 負傷者2,271人 ② 建物被害(平成24年8月26日現在) 全壊29,912棟 大規模半壊26,828棟 半壊81,714棟 一部損壊115,803棟 ③ ライフライン 震災により水道、都市ガス、電気、市営バス、地下鉄、JRなどがストップした。なお、都市ガスについては、復旧まで約1ヶ月を要した。 ④ 被害推計額 約1兆3,684億円(平成24年1月29日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市では、復興公営住宅の供給目標戸数が平成24年8月末に、これまでの2,800戸から3,000戸に上方修正されて整備が進められている。入居者の募集は12の末には実施される予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震による家屋の倒壊は少なかったが、屋根瓦の落下や石塀の倒壊した会員宅が多い。 ・ 海沿いの会員の家屋等の流出。特に相馬市支部の会員宅96戸(相馬市磯部地区26戸、原釜地区43戸、岩子地区27戸)が流出し、評議員1名を含む9名が死亡した。その後、さらに実態に近い状況を詳細に把握しようとしているが、特に原発事故被災地の状況確認について、会員のほぼ全員が県内外に避難しているため、大変困難な状況にある。 ・ 県内の死者は2,957名、行方不明者は5名。うち、身体障害者手帳所持者の死者は110名、県内死者に対する死亡率は3.7%。 ・ 内陸部で被害が大きかった県中地方は、全壊が3,984棟、半壊が26,360棟、一部損壊が59,311棟。海沿いの浜通り地方では、全壊が15,497棟(不明1町を含まず。以下同じ。)、半壊が35,691棟、一部損壊が59,198棟。 ・ 被災者向け応急仮設住宅14,396戸に32,602人が、借上げ住宅25,007戸に60,714人が、公営住宅382戸に1,233人、雇用促進住宅・公務員宿舎等1,342戸に4,523人、計41,127戸の被災者向け住宅で99,072人が避難生活を送っている。 ・ この他、本県を除く、全都道府県の避難所、公営・仮設住宅等、親族・知人宅等に合計59,031人の避難者が避難生活を送っている。 ・ 原発事故被災地の住民は、ほとんど帰還していない。

設問4 福祉避難所の現状（情報）把握はどうか。

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<p>・内陸部の2市に設置しているとのことで詳細は未確認。</p> <p>陸前高田市で昨年4月5日～4月30日間・1か所開設・運営し、その他の市町村は高齢者施設統を避難所として利用した。</p> <p>なお、昨年4月現在、避難所の障害者数は1,987人となっていた。</p>	<p>(ア) 平成23年4月時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報が得にくい。 ・ネットで検索しても情報が得られなかった。 <p>(イ) 最近の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市は福祉避難所の情報を公開しているが、宮城県では公開がされていないと思われる。検索しても見つからないために、情報は一部の限られた人しか知りえない。 	<p>仙台市内では特別養護老人ホーム、老人福祉センター、障害者福祉センターなど52箇所が福祉避難所に指定されていたが、震災では、そのうち26箇所が福祉避難所として機能した。また、震災後に福祉避難所の指定を新たに仙台市から受けて機能したのは14箇所であった。（仙台市全体では40箇所の福祉避難所が機能した。）</p> <p>市内には4箇所の区障害者福祉センターがあるが、4箇所全てが福祉避難所となった。福祉避難所は二次避難所として位置づけられ、一次避難所を巡回した保健師などが必要と判断した場合に、その利用を当該障害者などに勧め、利用に至った。福祉避難所の運営についての指定を受けてはいたが、十分な準備状況になかったため、その運営は法人の判断に委ねられた。運営に当たって24時間体制を維持するための職員配置については地元他法人の支援などにより継続されたが、長期にわたる疲労の蓄積のおそれが認められ、協会の運営する福祉避難所3箇所は、福岡市身障協会、日身連、JDF、そして介護福祉士養成課程の大学生などの支援を受けた。</p> <p>※参考 福祉避難所3箇所の運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆宮城野障害者福祉センター 開設期間 震災翌日～4/30まで50日間 避難者数 21人 ◆若林障害者福祉センター 開設期間 震災翌日～3/31まで20日間 避難者数 9人 ◆太白障害者福祉センター 開設期間 震災翌日～3/31まで20日間 避難者数 9人 <p>(注) 4/1以降は宮城野障害者福祉センター1箇所に集約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の避難が多く、把握は困難。 ・本県は地震、津波災害のほとんどない地域という県民の共通認識があり、福祉避難所については地域防災計画の中でも大きく取り上げられてこなかったきらいがある。現在、防災担当部局においてこの整備に向けて市町村とともに取り組んでいる状況にある。 ・ただ、今回のような災害では、物的資源（施設）や人的資源（職員）に大きな制約を受けているため、その機能が十分果たされるかどうかは不明。 ・福祉避難所は、重度の障害者支援の施設と位置付けて、一般の障害者の支援については、別途方を検討すべきものと思う。

設問3 県または市町村とはどのような連携、あるいは情報交換をしているか。(例えば、被災地での相談窓口、仮設住宅情報等)

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村との連携はなし。 県は被災地の1市、2町に相談支援センターを開設。他の9市町村はそれぞれ市町村の職員が相談対応。 <p>当協会から県、市町村に出向き連携への協力をお願いしてある。特に情報交換の会議はない。</p> <p>県相談支援センターは昨年4月に陸前高田市、大槌町及び山田町に開設した。</p>	<p>(ア) 平成23年4月時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村身障協会の被災状況を作成し、各市町村身障協会に送付している。 <p>(イ) 最近の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県主催の「障害福祉団体等との意見交換会」がH23年5月に第1回を開催し、23年度は計4回、24年度は1回を開催している。 各市町村に対して県がアンケート調査を実施した。その中で、障害者の被害状況が把握された。(H24年2月28日時点調査、H24年9月7日修正。) 	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市との連携の下、3箇所の福祉避難所を運営して取り組むとともに、会員の求めに応じて仮設住宅情報や仙台市の生活支援情報などを会報の号外として会員、関係者に送付した。また、点訳版や音訳版などを作成して関係情報を視覚障害者に適宜発信した。 福祉避難所運営時には、一次避難所からの連絡を受けて移動の手続きなどの行政との連絡調整を行うために、事務局も夜勤体制で取り組んだ。 震災後も、ガイドヘルプサービス、福祉有償運送事業などの事業を行うとともに、障害者の求めに応じて、行政との間のパイプとして諸手続きの確認や相談機能を担った。 <p>※参考</p> <p>○会報「仙障だより」号外(墨字版)の発行(平成24年3月31日現在で19回発行)</p> <p>仙台市の災害関連の生活支援情報などを掲載して、延べ15,487人(点字と音声が必要とする会員を除く)に送付した。また、運営する障害者福祉センター等の窓口でも配布および掲示を行った。</p> <p>○会報「仙障だより」号外(点字版、又は音声版)の発行(平成24年3月31日現在で点字版19回発行、音声版19回発行)</p> <p>点字版は、延べ1,744人に送付した。音声版は、延べ5,003人に送付した。</p> <p>また、メーリングリスト版は、延べ2,160人に送信した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支部の事務局である市町村社協との情報交換を行っている。 今回のような複合巨大災害においては、県、市町村とも住民の支援活動に手一杯で、各福祉団体との連携、情報交換までは、手が廻らなかったのが実態であった。ともかく、それぞれが時間との闘いで災害対応をしていた。 今後、このような状況を改善するための方策等を検討していくことが大きな課題として残っている。

設問 4 福祉避難所の現状（情報）把握はどうか。

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<p>・内陸部の2市に設置しているとのことで詳細は未確認。</p> <p>陸前高田市で昨年4月5日～4月30日間・1か所開設・運営し、その他の市町村は高齢者施設統を避難所として利用した。</p> <p>なお、昨年4月現在、避難所の障害者数は1,987人となっていた。</p>	<p>(ア) 平成23年4月時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報が得にくい。 ・ネットで検索しても情報が得られなかった。 <p>(イ) 最近の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市は福祉避難所の情報を公開しているが、宮城県では公開がされていないと思われる。検索しても見つからないために、情報は一部の限られた人しか知りえない。 	<p>・仙台市内では特別養護老人ホーム、老人福祉センター、障害者福祉センターなど52箇所が福祉避難所に指定されていたが、震災では、そのうち26箇所が福祉避難所として機能した。また、震災後に福祉避難所の指定を新たに仙台市から受けて機能したのは14箇所であった。（仙台市全体では40箇所の福祉避難所が機能した。）</p> <p>市内には4箇所の区障害者福祉センターがあるが、4箇所全てが福祉避難所となった。福祉避難所は二次避難所として位置づけられ、一次避難所を巡回した保健師などが必要と判断した場合に、その利用を当該障害者などに勧め、利用に至った。福祉避難所の運営についての指定を受けてはいたが、十分な準備状況になかったため、その運営は法人の判断に委ねられた。運営に当たって24時間体制を維持するための職員配置については地元他法人の支援などにより継続されたが、長期にわたる疲労の蓄積のおそれが認められ、協会の運営する福祉避難所3箇所は、福岡市身障協会、日身連、JDF、そして介護福祉士養成課程の大学生などの支援を受けた。</p> <p>※参考 福祉避難所3箇所の運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆宮城野障害者福祉センター 開設期間 震災翌日～4/30まで50日間 避難者数 21人 ◆若林障害者福祉センター 開設期間 震災翌日～3/31まで20日間 避難者数 9人 ◆太白障害者福祉センター 開設期間 震災翌日～3/31まで20日間 避難者数 9人 <p>(注) 4/1以降は宮城野障害者福祉センター1箇所に集約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の避難が多く、把握は困難。 ・本県は地震、津波災害のほとんどない地域という県民の共通認識があり、福祉避難所については地域防災計画の中でも大きく取り上げられてこなかったきらいがある。現在、防災担当部局においてこの整備に向けて市町村とともに取り組んでいる状況にある。 ・ただ、今回のような災害では、物的資源（施設）や人的資源（職員）に大きな制約を受けているため、その機能が十分果たされるかどうかは不明。 ・福祉避難所は、重度の障害者支援の施設と位置付けて、一般の障害者の支援については、別途方策を検討すべきものと思う。

設問5 避難所の配置一覧等は公開されているか。また、その避難生活状況についての問題点などあるか。

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所は県のホームページ等で公表。 ・ 問題点は、避難所によって差があり、当初、電気、水道が断絶、暖房無し、食料も不十分の避難所も有り。 ・ プライバシーの確保、入浴、下着他衣類、治療用具、育児用具・衣類、障害者・高齢者用オムツの確保等 <p>現在、避難所はない。</p>	<p>(ア) 平成23年4月時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県のホームページで公開されているが、情報の更新がなされず、古い情報のため参考にならない部分がある。 ・ 被災地では、ライフラインが復旧せずにインターネットや携帯で情報を得ることが困難である。そのため現地に足を運ばないと情報が得にくい。 ・ 固い床での就寝、トイレ利用時間の気兼ね、車椅子トイレの未整備、障害をもつ人への理解不足、等により避難所生活は困難と判断して利用しない人が多い。 ・ 情報保証が不十分であり必要な情報を得られない視覚・聴覚障害者がいる。 <p>(イ) 最近の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県のホームページで公開されている。但し、福祉避難所の情報は見つけられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所配置一覧は震災後、仙台市HPにて公開されていた。 ・ 避難所生活を余儀なくされた障害者は一般避難者よりも多くのスペースを利用せざるを得なかったり、トイレの時間を気にしたり、ポータブルのトイレ使用などを気にしたり、生活しづらさを感じる場合が多かった。 <p>そのために、一般の避難所を自主退去して、被害を受けている自宅に戻ったり、親戚を頼って移動したり、アパートなどを借りて移動した障害者が多かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品・日用品等の支援物資の支給、必要情報の周知、仮設住宅などの説明会は避難所で行われるため、避難所を退去した障害者はさまざまな不便を持つことになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅等の配置状況については、県のホームページに掲載。また、各市町村のホームページには支援情報等が掲載されている。 ・ 避難生活における問題点として、情報の入手や発信が不便、生活資金の不足が深刻、限られた人員での支援のため、十分な支援には限度がある。 ・ 肉体的、精神的な疲労が日々増し、特に、原発事故により避難している会員は、ふる里への帰還が不明のため、精神的なダメージが大きい。 ・ 以上のことから孤立感、孤独感を深める会員が増加している状況にある。 ・ 仮設住宅が狭隘でバリアフリーが十分でないため、日を追うごとに疲労感、虚脱感が深化している。

設問6 自宅避難者への支援や情報保障等は、どのようになっているか。

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<ul style="list-style-type: none"> 避難所のように情報、食料品、衣料品等支援物資が届かず。 全国から現地入りした各種支援グループ、県障害者団体等が個別に訪問し、必要な食料品、衣料品（乳幼児～大人まで各階層）オムツ、日常生活用品等支援物資を聴き取りし届けている。希望確認～配布、希望品購入資金に限度あり。 <p>現在は配布物品等が届いた時点で市町村に配布している。被災地の会員からは義援金の要望がある。協会は自宅避難者等の会員から要望等を聴取している。</p>	<p>(ア) 平成23年4月時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所にいる人には物資が届いているが、自宅者には充分とは言えないようである。 自宅避難者に目を向けて支援をしてくださる支援団体ができるなど、現地支援者も被災者ニーズに即した支援内容に変化してくれた。 <p>(イ) 最近の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村協会から本会宛てに支援の要望はなかった。想像ではあるが、本会の会員は地域生活者であることから「JDFみやぎ支援センター」他の支援団体から支援を得ていたおかげと思われる。現在はJDF宮城が継続して支援してくださっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅避難者は食料・日用品・飲料水の確保に困難を生じる場合が多かったが、会員等からの求めがあった場合には、協会にあらかじめ登録してある災害時専門ボランティアの方々の協力を得て活動を行うことができた。避難生活者への支援で求められることは、地震・津波発生当初から日によって変化した。自宅浸水部分の清掃、片付け、必要とされる物品の確保に関するニーズなどについても適宜、協会はつなぐ役割を担い、適宜支援団体の活動を要請した。その中でも特に求められたのは、必要情報の確保であり、協会では数多くある情報から障害者として必要な情報を会報の号外として印刷、配布したり、手話・要約筆記、ガイドヘルパーの派遣、福祉有償運送による移動支援活動等を行ったりした。また、加入団体の会報製作の場の確保などが求められたので、(集会、会議施設は全て閉鎖していたが)交渉して、協会の責任で一部の会議室の鍵を預かるなどして恒常的な活動の場を確保した。 <p>※参考</p> <p>○災害時専門ボランティアの登録者数142人(平成23年3月31日現在)</p> <p>内訳/手話奉仕員46人 要約筆記奉仕員24人 運転ボランティア7人 点訳奉仕員21人 朗読奉仕員27人 ガイドヘルパー17人</p> <p>なお、震災後、最もはやく活動の要請があったボランティアはガイドヘルパーであった。ガイドヘルパーは、生活物資の調達や通院などに対応するため、震災翌日の平成23年3月12日から活動を開始した。また、手話奉仕員は平成23年3月14日、運転ボランティア(福祉有償運送による移動支援)は平成23年3月16日が、震災後における活動初日にあたる。要約筆記奉仕員は平成23年3月中の活動はなかった。要約筆記奉仕員の震災後における活動初日は平成23年4月7日であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村やJDF被災地障がい者支援センターふくしまで物資支援や情報提供を行っている。 自宅避難者の一部に対する避難物資の支援は行われたが、ほとんどの避難者は自助努力によって、物資調達、情報収集を行っていた。 会員から当協会への要望として、最も多かったのはガソリン不足の状況を一刻も早く解消してほしいとのことであった。

設問7 仮設住宅または借上げ住宅等について具体的な対策がとられているか。

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅等空き家の利用。 ・ 仮設住宅は、一部入居も始まっているが、津波被害の及ばない建設地確保が難しい状況にある。7月中には全1万4千戸を建設予定。 <p>県では県老人クラブ連合会と委託契約して、「被災地高齢者友愛支え合い事業」を行っている。事業内容は仮設住宅入居者の安否確認等である。障がいのある入居者も対象となっていることから連携を密にしている。（事務所が同室である）</p>	<p>(ア) 平成23年4月時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅の必要数3万戸に対して、5月末までの完成見込みは約1万戸。6月以降の2万戸は“未定”となっている。“未定”のうち、用地確保はほぼできて、被災していない他の市町村が半数のため、地元を希望する被災者との調整が必要であるため“未定”としている。 ・ 借上げ住宅は、2千戸を目標に進められている。（平地が少ない地域が難航している） ・ バリアフリー化への対応が不十分 <p>(イ) 最近の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレハブ仮設住宅 406団地 22,095戸（H23年12月26日完成）、入居戸数21,262戸 入居者数51,696人（H24年8月10日現在） ・ 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅 入居戸数22,584戸 入居者数60,450人（H24年8月10日現在） ・ 県外への避難者数8,866人（H24年7月31日現在） ・ 災害公営住宅の整備計画 県全体の公営住宅整備戸数約15,000戸 整備期間：H24年度300戸、H25年度3,500戸、H26年度5,000戸、H27年度6,200戸 ・ 追い炊き機能の追加整備 完成済み2,332戸（希望戸数に対する進捗率17.9%） 	<p>仮設住宅等についての説明会は一般の避難所で行われるので、協会ではそれらの情報を適宜、必要な方々に伝える役割、発信する役割を担うとともに、不明な点などは行政に問い合わせたり、確認作業を行ったりした。また、仮設住宅としての公営住宅への入居等に関しても行政と障害者本人との間の相談・調整役を担うなど、できる限りの相談を受けるように努めた。また、現在整備が進められている復興公営住宅についても、会報の号外において情報提供を行うことにしている。</p> <p>さらに、仮設住宅利用者などが孤立することのないように、主催事業の案内を仮設住宅等の利用者に配布したり、障害者相談員が中心となって茶話会を開催したりして、中・長期的な情報提供と息の長い支援の継続を目指している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民の住宅対策については、県内において、「応急仮設住宅の提供」「民間住宅の借上げ」「公営住宅の空き家利用」の3つの対策が講じられようとしている。 ・ このうち、応急仮設住宅は、5月末までに、17市町村において5,166戸の建設が予定されている。 ・ 平成23年7月の県の避難住民に対する住宅供給目標では、応急仮設住宅16,000戸、民間借上げ住宅18,000戸、公営住宅空き家利用1,000戸、計35,000戸の避難住宅が整備されることとなった。 ・ 平成24年10月末のそれぞれの入居戸数、入居人員の状況は、応急仮設住宅16,789戸・32,688人、民間借上住宅が24,528戸・60,483人、公営住宅空き家利用381戸・1,227人となっている。

設問8 現在、何が一番困っているのか。

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<ul style="list-style-type: none"> 住宅、職場、修学先、移動（車）手段、夏物衣料品・下着類、電気製品等家庭用品。 被災住宅地のガレキ処理支援ボランティア。 <p>復興住宅の計画が進まないことから、仮設住宅等への入居者は限界（ストレス等）となっている。仕事する職場がない。</p>	<p>(ア) 平成23年4月時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 末端会員への情報発信手段。事務担当者が行政や社協である場合に、災害対応に追われて事務担当としての業務に当たれない。 年度の切り替え時期の本来業務に加え、震災の各問い合わせ等の対応に追われている。 <p>(イ) 最近の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害公営住宅の整備に関する会議で障害当事者団体としての意見を求められたためバリアフリー化を訴えたが、「基準外である」「予算が無い」の回答で受け付けてもらえない。 	<p>仙台市内外から住み慣れた地域を離れて転居されてきた方の現状を把握し、地域で孤立することのないように支えていくことが課題である。</p> <p>また、被災地においては心の支えの源である支部協会など当事者団体自体が機能していない状況もあり、今後、そのような団体自体の消滅も危惧される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢障害者は情報入手と発信がいまだに困難。 生活資金の不足。 人的支援の不足。（医師、買物、雑事の依頼） 入居後の生活の不便性。 精神的疲労。（原発避難者の帰宅時期不明による焦燥感、不安感の増加） 原発避難者の保障問題についての賠償者との見解の相違。

設問9 また、設問8の問題を解消するための具体的な手立て（方法等）があるか。

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<p>県は、民間、関連する各種障害団体と情報交換等連携を図り、円滑な安否確認・支援体制を作るべきでは。</p> <p>復興予算が被災地市町村の要望と大きな差がある。復興予算の増額が緊急を要する。</p>	<p>(ア) 平成23年4月時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 安否確認及び復旧に目処がたつまでは、解消は困難かと思われる。また、単に人手があれば良いという訳でもない。 <p>(イ) 最近の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災復興に関しては、誰もが住みやすい街づくりを特に目指すべきである。 指定避難所や仮設住宅および災害公営住宅はバリアフリーを基準とするための法整備をしていただきたい。 	<p>障害者同士のつながりや集う場を確保して、ピアの立場から相互に支援しあうしくみを再構築するために、協会では、日身連からの災害復興支援金等を活用し、障害者相談員を中心とした茶話会を開催するなどの取り組みを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の支援策を早急に実施すること。余りにも、進展していない。 原発事故の早期収束を図り、原発避難者に帰還への希望を抱かせるようにすること。

設問 10 貴会から発信したい情報があるか。(日身連ホームページへの情報提供等)

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<p>各種協会からのお見舞いと、激励に対し感謝とお礼を申し上げます。</p> <p>協会としては、全国の会員に被災地を視察していただきたい。交流することにより、会員が元気を取り戻す。歓迎します。</p>	<p>(ア) 平成 23 年 4 月時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> テレビや新聞で被災情報は報じられているものの、その規模の大きさは現地でしかわからないと思う。是非、足を運び、直接に実感してみてください。 <p>(イ) 最近の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の教訓を次の災害に活かしていただきたい。 安否確認方法、会員名簿の管理方法等、組織としての検討と備えを今からしておくべきです。 	<p>設問 12 にも関連するが、わかりやすい日身連HPをもとに被災地障害者団体の取り組みなどの情報を掲載してほしい。被災地の取り組みを掲載し、それぞれのより良い取り組みを各地でも実践できるようなしくみを作ってほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大震災で、身体障害者が在宅で一番困ったことが、断水による水の確保や灯油、ガソリン等燃料の確保であったので、断水時や灯油、ガソリン等燃料の不足時に障害者が優先的にそれらの提供を受けられる制度(水、灯油、ガソリン等の配給等)の制定を要望。 仮設住宅でのきめ細かな介護サービスの提供。 仮設住宅のバリアフリー化の促進。 仮設住宅での障害者や高齢者家庭の増床優遇制度の創設。

設問 11 日身連対策本部及び被災地特別対策本部に要望したいことがあるか。

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<p>当協会、事務局は、最低限の職員で運営しているため、今回のような災害発生時は安否確認をはじめ、対策対応ができない状況である。また、各種障害者団体と連携を図り、被災地の情報を共有し、物資の支援等を行おうとしても、現地に出向く職員、物資・資金も無く、声掛けができなかったため、予め全国段階での災害等発生時における支援、応援体制について検討する必要があるのでは。</p> <p>現在、県社協、障害者福祉協議会を中心に、「東日本大震災障害者支援活動推進プラットフォーム」を発足させ、毎週 2 回情報交換を行い、被災作業所、施設等を中心に要望のあった物資を届ける支援、関連して個人の安否確認を行っていたので、当協会も途中から参加している。(きょうされん等全国の各種支援グループも参加し、被災現地へ支援物資を届けている)</p> <p>災害対応は緊急であることから、被災地身障協との情報交換等が必要であることから、役員及び事務局の動きが重要である。当協会は福祉団体等との連携が大きいことから緊急対応が良かった。</p> <p>県身障協の財源不足等から運営等に支障がでるものと思われる。今から、組織再建等についての情報交換する機会が必要と思われる。</p>	<p>(ア) 平成 23 年 4 月時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> さまざまな面でご協力をいただき感謝しております。 <p>(イ) 最近の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所や仮設住宅および災害公営住宅はバリアフリーを基準とする法整備に尽力していただきたい。 避難所における情報保障の充実を訴えていただきたい。 	<p>これまでも行っていることではあるが、県協会、その支部協会などとの連携の下、必要な事柄について JDF さらには政府、各政党へのアピール活動を継続ほしい。そのためには、各県協会及びその支部協会は十分に根拠を持ったニーズを日身連に伝える必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故に伴う風評被害の早期解消 個人情報保護法の見直し(ある避難所で、避難者名簿の閲覧を依頼したところ、個人情報という理由で拒否されたケースがあり、支援が十分行えなかった。) 県外への避難者に対する情報提供システムの構築。 被災者への経済的支援の制度化。(例: JR 旅客運賃割引の制限距離(片道 100 キロ以上)の見直し及び介護者への割引の適用)

設問 12 その他、特記すべきこと等について。

岩手県	宮城県	仙台市	福島県
<p>老人クラブ組織では、各県から届けられた「げんき袋」を被災地支部、会員へ配布し元気づけている。被災現地へ出向き支援しやすいのでは。</p> <p>被災地県でのイベント等を開催していただきたい。 (参考 全国老人クラブ大会は、来年、岩手県開催が決定されている)</p>	<p>(イ) 最近の状況 最近は震災関連の報道もボランティアの人数も少なくなってきたおり、被災現地では風化を感じ始めている。しかし、本格的な復興はこれからであり、まだまだ数年を要する。現地では「応援」が一番の励みです。今後も被災地を忘れずご支援と励ましをお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地障害者団体を核とした復興に向けて、今後も中・長期的支援が必要になると考えられるため、継続的な支援が求められる。 ・被災地の経験や学ぶべき事例を、各地の防災の取り組みに実践的に活かすことができるようなしくみを構築してほしい。 	<p>今回の大震災のような、複合巨大災害の際、限られた人員、予算でどのような支援が可能か、種々検討の上、体系的かつ継続的な対応策を講じる必要があると思う。</p>

日身連支援活動等の経緯一覧

年月日	日身連・加盟団体の連携した動き	視察(JDF 連携含)	要請行動(JDF 連携含)
23/3/12	日身連内で被災地の情報収集と対策本部設置にむけた準備に入る		
3/14			<JDF「被災障害者等への特別支援に関する緊急要望」を国へ提出(第1次)>
3/17	<ul style="list-style-type: none"> ●日身連東日本大震災対策本部を日身連内に設置(本部長/小川日身連会長) ●義援金募集の呼びかけ開始 ●各加盟団体に対する被災状況と支援協力に関するアンケート実施 ●評議員会(予算)中止、書面開催 		
3/18		JDF 東日本大震災被災障害者総合支援本部設置(本部長/小川代表・日身連会長)	
3/22 ~23		JDF メンバーとして被災地視察(森祐司)(仙台市)	
3/24			<JDF「東北関東大震災に際して JDF 緊急要望」を国へ提出(第2次)>
3/28	日身連被災地特別対策本部設置(本部長/前田保青森県身連会長、事務局/仙台市障協)		
3/30		JDFみやぎ支援センター開設	

日身連支援活動等の経緯一覧

年月日	日身連・加盟団体の連携した動き	視察(JDF 連携含)	要請行動(JDF 連携含)
3/31			自民党組織運動本部・団体総局にたいして、「東日本巨大地震災害にかかる日身連の要望について」を提出
4/4～6		小川日身連会長、森常務理事・事務局長が宮城野障害者福祉センター(仙台市福祉避難所)、JDF みやぎ支援センター訪問。津波被害を受けた沿岸部を視察	
4/6		JDF 障がい者支援センターふくしま開所。 小川会長、森常務、堀謙治福島県身体障がい者福祉協会会長が開所式出席	
4/13	第1回日身連東日本大震災対策本部会合・正副会長会議合同開催(於 東京都障害者福祉会館)		
4/14 ～24	日身連職員延べ4名を仙台市障害者福祉協会が運営する福祉避難所へ派遣		
4/14			自民党・障害者特別委員会・厚生労働部会合同会議ヒアリングにおいて「東日本大地震・津波災害対策にかかる日身連要望」を提出
4/20			公明党厚生労働部会・障がい者福祉委員会合同会議ヒアリングにおいて「東日本大震災に関する支援対策」に対する日身連要望について」を提出

日身連支援活動等の経緯一覧

年月日	日身連・加盟団体の連携した動き	視察(JDF 連携含)	要請行動(JDF 連携含)
4/21	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、仙台市に対し再度アンケート調査を行なう		
5/23			<JDF「被災障害者等の今後の支援についての要望」を国に提出(第3次)>
5/26 ～27	第56回日本身体障害者福祉大会 とやま大会開催 “復興”みんな仲間 思いは「ひとつ」というテーマを掲げ、プログラムを大幅に見直した。シンポジウム「震災と障害者」の開催、義援金の募集、被災地産品の販売などを行なう 26日に開催された評議員会におい、平成23年度事業計画の中に新たに震災支援を行なうことを盛り込む		
5/31	義援金第1次受付締切		
6/4～6		小川会長・嵐谷副会長・森常務理事が被災3県を訪問。 それぞれの地域において、身障協会会長及び役員(岩手県:藤井公博副会長、宮城県:森正義会長、福島県:堀謙治会長、仙台市:阿部一彦会長 他)とともに被災地を視察。(視察先:支援センターふくしま、みやぎ支援センター、ビックパレット、津波被害を受けた岩手・宮城の沿岸地域等) また、障害者いわて支援センターの設置等についての打ち合せを行なう	

日身連支援活動等の経緯一覧

年月日	日身連・加盟団体の連携した動き	視察(JDF 連携含)	要請行動(JDF 連携含)
7/5	被災地団体の事務局実務者による情報交換会議(於日身連事務局)		
7/13			<JDF「被災障害者等への支援と復旧・復興施策に関する要望」を国に提出(第4次)>
7/25	第2回日身連東日本大震災対策本部会合・被災地特別対策本部合同会議開催(於 東京都障害者福祉会館) 「義援金配分要綱」を承認		
8/3	JDF 被災障害者総合支援本部に対し、活動支援金として100万円を送金		
9/9	第1次義援金配分 配分額: 2263万8千円		
9/22		JDF いわて本部開設 森常務理事・事務局長、田村幸八岩手県身体福祉協会会長、阿部一彦仙台市障害者福祉協会会長等が出席	
10/6			公明党災害対策本部・障がい者福祉委員会合同会議において「災害時における障害者支援と今後の防災対策に対する日身連の要望について」を提出。合同会議ヒアリングを受けて、公明党から政府へ提言

日身連支援活動等の経緯一覧

年月日	日身連・加盟団体の連携した動き	視察(JDF 連携含)	要請行動(JDF 連携含)
10/11			<JDF「東日本大震災における被災障害者等の支援と復興に関する要望書」を国に提出(第5次)>
11/15			自民党予算・税制に関する政策懇談会において「東日本大震災に対する被災検証と復興(新生)支援に係る対応及び今後の防災対策等に関する要望」を提出
11/25	被災地特別対策本部長からの要望により、寒冷地対策義援金配分要綱に基づき、第2次義援金の配分を決定(対策本部本部長・副本部長・被災地特別対策本部長同意により要望額どおり配分することに決定)		
11/28	第2次義援金配分 配分額:600万円		
12/6	講演:JDF シンポジウム		
24/1/12 ・14	日身連シンポジウム「考えてみませんか 心のバリアフリー」(12日東京会場、14日熊本会場)		
24/2/7			<JDF「東日本大震災を経験して、国に対する提案、要望」を国に提出(第6次)>
7/25			民主党にたいして、「平成23年度日本身体障害者団体連合会からの要望」を提出

日身連支援活動等の経緯一覧

年月日	日身連・加盟団体の連携した動き	視察(JDF 連携含)	要請行動(JDF 連携含)
7/26			<JDF「東日本大震災に関わる障害者等の支援と復興に関する要望」を国に提出(第7次)>
※ そのほか 加盟団体等からの要望により、被災地加盟団体の会長等を講師に、東日本大震災に関する講演を20か所以上行った。			

2011年3月14日

内閣総理大臣・障がい者制度改革推進本部長 菅 直人 様
 厚生労働大臣 細川 律夫 様
 内閣官房長官・障がい者制度改革推進本部副本部長 枝野 幸男 様
 内閣府特命担当大臣・障がい者制度改革推進本部副本部長 蓮舫 様

日本障害フォーラム(JDF)
 代表 小川 榮一

被災障害者等への特別支援に関する緊急要望書

平素より障害者施策の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さてこのたびの東北地方太平洋沖地震においては、数多くの障害者も被災しています。

過去の震災の経験からも、被災障害者等は多くの困難を経験していることから、今、特別かつ緊急の支援と配慮を必要としています。

つきましては、被災障害者等への特別支援に関して、下記のことを緊急に要望します。

記

1. 被災障害者等に関する実態把握を、自治体・地域の障害者団体等を通じて緊急に行ってください。
2. 民間事業者も含めたすべての放送事業者・情報提供主体は、緊急速報や避難情報、記者会見における情報保障(手話、字幕、解説放送の確保等)を行ってください。また分かりやすい内容の情報提供を行ってください。
3. 人工呼吸、人工透析等に必要な電源の確保を行ってください。
 また被災障害者等への必要な医療の確保と提供、ならびに、医薬品や、カテーテル、オストメイト用のストーマ装具、酸素ボンベ等医療品・装具等の確保と提供を行ってください。
4. 避難所における配慮については、次のようなことを行ってください。
 - ・肢体不自由者へのバリアフリー等の確保(スロープ・車いすトイレの設置等を含む)
 - ・視聴覚障害者への情報保障(手話、要約筆記を含む文字情報、音声による情報提供等)
 - ・知的障害者等への分かりやすい情報提供
 - ・医療・医薬品・装具等の確保に関する支援、ならびに、精神障害者・発達障害者・難病等に係る障害者等の休憩場所の提供等、必要な配慮。
 また、被災障害者等が利用する福祉避難所、ならびに自主的に開設された避難所への物資の配給や支援を行ってください。
5. 被災障害者等の移動支援・生活支援を行う介助者等を確保してください。(避難後の他地域での制度利用を含む)
 また、車輛、燃料、設備の確保等、被災障害者等の移動と生活に特段の配慮をお願いします。
6. 障害者施設、作業所、住宅の修復に向け、補正予算の編成を含む特別の対応を行ってください。また公営住宅の提供を含む、住居の確保を行ってください。

以上

●日本障害フォーラム (JDF)

社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会

社会福祉法人 日本盲人会連合

財団法人 全日本ろうあ連盟

日本障害者協議会

特定非営利活動法人 DPI日本会議

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

社団法人 全国脊髄損傷者連合会

特定非営利活動法人 全国精神保健福祉会連合会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

全国「精神病」者集団

社会福祉法人 全国盲ろう者協会

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

JDF 事務局

東京都新宿区戸山 1-22-1 (日本障害者リハビリテーション協会内)

TEL: 03-5292-7628 FAX: 03-5272-1523 E-mail: jdf_info@dinf.ne.jp

2011年3月24日

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様
総務大臣 片山 善博 様
国土交通大臣 大島 章宏 様

東北関東大震災に際して JDF 緊急要望 (3月24日版)

日本障害フォーラム (JDF)

代表 小川 榮一

平素より障害者施策の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたびの東北関東大震災という未曾有の震災において、各方面でさまざまなご努力をされてことにつきまして十分承知の上で、さらに深刻な状況におかれている障害者の救援・救済につき、特に命に関わる下記の項目につき、緊急の要望をいたします。

記

1. 避難先（遠隔地）におけるホームヘルプサービス支給決定の確保の周知・徹底等

介助が必要な障害者は、どこにいても介助は必要です。3月11日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より出されました事務連絡「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者への対応について」の内容を周知・徹底してください。また、家族同居から一人暮らしになった場合等、サービス支給量を増やす必要も出てきます。柔軟に対応する等の通達等を関係自治体に出してください。また、避難先の自治体において、介助者の確保に協力する旨の通達等を出してください。

2. 仮設住宅のバリアフリー化

今後設置される仮設住宅について、車いすの利用者等も利用可能なバリアフリーの仮設住宅を十分に供給してください。

3. 在宅人工呼吸器使用者、オストメイトについて

在宅で人工呼吸器を使用して、生活している障害者に対して、ポータブル小型発電機を優先的に配布してください。

全国の被災したオストメイトには、避難所または自宅等にてストーマ装具の無料交付を実施して下さい

4. ガソリン等、移動のための燃料確保

障害者の介助のための移動手段の確保は介助が必要な障害者にとって生活の根幹にかかわることです。多くの被災地では交通手段は車やバイクなどですが、被災地にはガソリンがありません。幸いにして被害を免れた介助者でも、ガソリンがないために障害者の介助にいけないという状況に陥っています。障害者宅へ介助者が移動できるよう、病院等への移動燃料を優先的に確保してください。

5. 報道・広報に関して

聴覚障害者等、コミュニケーションに配慮が必要な方々にとって、情報・コミュニケーション手段を保障することは命に関わります。以下のことを実施してください。

- ①災害情報、避難情報、記者会見・ニュース・関連番組などに対して字幕付与を完全実施すること。
- ②政府機関の災害関連インターネット動画への字幕付与を完全実施する。その他民間インターネット動画への字幕付与を奨励・助成する対策を講じること。
- ③行政、テレビ局、その他関係機関のファックス番号を公開する、あるいは専用ファックス番号を設けること。
- ④エリアメールや要援護者への個別災害通知メール機能を充実させること。
- ⑤広報車の音声案内はゆっくり明瞭に話す。なお広報車等による避難情報の内容について、

メール・ファックスでの連絡や個別の避難確認を行うこと。

6. 避難情報や避難場所について

避難情報や避難場所についての情報が実質的に保証されない場合も障害者にとって命に関わる問題になります。以下の件について、至急、取り組んでください。

- ①避難情報（避難準備、避難勧告、避難指示）に対応した避難形態等を明確にし、一時避難場所、避難所、避難経路を明示した防災マップを整備すること。
- ②聴覚障害者や情報保障が必要な障害者への配慮のために、一時避難場所、避難所での音声情報は原則すべて文字表示し、できるだけわかりやすい文章とする。また、一時避難場所、避難所での筆談対応をおこなう。聴覚障害者のみならず高齢者、その他円滑なコミュニケーションが困難な人に対して非常に有効である点を現場や行政機関等で周知・徹底すること。
- ③情報保障が必要な避難所については、携帯電話やワンセグなどの情報が入りやすい環境配置に配慮等、携帯電話の充電対応も重要。補聴器利用者に対しては補聴器販売店協会等と連携して補聴器電池補充の対策をとること。

7. 薬等について

服薬の必要な障害者が多く存在します。現在、現地ではすべての薬品の入手が困難ですが、精神障害者の日常薬について入手が困難であり事態は深刻です。精神障害者の日常薬の確保について配慮をお願いいたします。また、精神障害者に関しては、他地域の精神科病院への移送に関しては、本人の了解を得るよう、指導してください。

8. 遠隔地に避難されてきた障害者等への支援

現在、被災地から多くの障害者が東京等に避難してきています。たとえば、東京都新宿区にある全国身体障害者総合福祉センターには、福島県から34名の方が緊急避難されています。こうした障害者や介助者・関係者について、国が責任をもって、避難にかかる費用

等を支援・手当てしてください。

9. 障害者自立支援法における作業所等の公費収入について

震災によりやむなく閉鎖をしている作業所・事業所の公費収入（訓練等給付費と介護給付費の代理受領）が大幅に減額する事態がおきています。大至急、時限的に日額制度を月額制度に変更して対処してください。

以上

●日本障害フォーラム（JDF）

社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会

社会福祉法人 日本盲人会連合

財団法人 全日本ろうあ連盟

日本障害者協議会

特定非営利活動法人 DPI日本会議

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

社団法人 全国脊髄損傷者連合会

特定非営利活動法人 全国精神保健福祉会連合会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

全国「精神病」者集団

社会福祉法人 全国盲ろう者協会

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

JDF 事務局

東京都新宿区戸山 1-22-1

TEL: 03-5292-7628 FAX: 03-5272-1523 E-mail: jdf_info@dinf.ne.jp

平成 23 年 3 月 31 日

自由民主党

組織運動本部長 森 英介 様

団体総局長 今村 雅弘 様

社会福祉法人

日本身体障害者団体連合会

会 長 小川 榮一

東日本巨大地震災害にかかる日身連の要望について

貴党におかれましては、平素より障害者福祉の向上に特段のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

3月11日に東北地方から関東地方にかけて発生した大地震により、甚大な被害がもたらされました。被災地域や避難場所等では、被災された数多くの障害者が困窮しています。

特に、遠隔地を含む避難所や自宅避難の場における支援物資や情報保障、福祉サービスの利用等といったさまざまな面で、多くの困難をかかえている障害者等の実情が報告されています。また、不安な避難生活に加え精神的ケアも万全とはいえず、一日も早い支援が必要です。

については、早急に被災された障害者等への実態把握を実施するとともに、特別かつ緊急の支援とご配慮をいただけますよう、下記について要望いたします。

記

1. 被災障害者等に関する実態把握を踏まえた的確な支援が必要であり、緊急的に支援を要するもの、中・長期的に支援を要するものを明確にし、財政的保障も含めた支援を講じていただきたい。特に、自宅避難等をしている障害者について、支援が届かないことがないよう留意していただきたい。
2. 聴覚障害者等への情報・コミュニケーション手段の保障については、生命の危機にもかかわることからも、緊急速報や災害情報、避難情報、記者会見・ニュース等関連番組等における手話・字幕付与・音声解説の実施とともに、音声、手話、掲示等で情報・コミュニケーションが入手困難な盲ろう者や知的障害者等に対する配慮（例えば、インターネットによるデータ配信等）を講じていただきたい。
また、被災地や遠隔地の避難所における情報保障についても、誰にでも分かりやすく、明確に情報がわたるよう工夫していただくことは勿論のこと、上掲と同様に障害の個性に応じた情報提供や、支援者の配置や点字、テキストデータといった情報提供等の配慮をしていただきたい。

3. 遠隔地を含む避難所や自宅避難、あるいは計画停電地域に在住している人工呼吸器使用者へインバーターつき小型発電機と予備バッテリーの貸与を優先的にしていただきたい。
4. また、同じく遠隔地を含む避難所や自宅避難等しているオストメイトへのストマー装具の無料配布を実施していただきたい。
5. 被災された精神障害者や難病者等に対する医薬品等の供給及び医療体制の整備については、現地の状況を踏まえつつ、速やかにかつ弾力的に対応していただきたい。
6. 過去の災害の経験からも、避難した施設内の入口の段差や階段、トイレ等がバリアとなり、障害者の避難所生活を極めて困難にしている。当事者と相談のもと、バリアフリーな環境に図っていただきたい。改善が困難な場合は、環境が整っている他の避難所への移動ができる等、柔軟な対応ができるようなシステムを図っていただきたい。
また、仮設住宅についても、障害者等が利用しやすいようにバリアフリーが施された仮設住宅を設置していただきたい。
7. 運営や組織機能・体制が困難となった障害者関係団体に対しては、公的助成を講じていただきたい。
8. 被災地並びに遠隔地避難している被災障害者に対して、「障害者自立支援法」にかかる以下の事項について、特例的な措置を講じていただきたい。
 - (1) 被災地域の福祉施設並びに事業所への災害復興にかかる財政的支援については、国庫補助（4分の4）としていただきたい。
 - (2) 自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）並びに地域生活支援事業は自己負担を免除いただきたい。
 - (3) 作業所等の公費収入の時限的な措置（日額制度から月額制度へ）を講じていただきたい。
9. 被災された障害者等の不安等を取り除くためにも、適正なサービスや情報が受けられるよう、障害者団体等の協力も含め、相談支援のための人員配置やネットワーク等体制を早急に整えていただきたい。

※ なお、日身連では、平成23年3月17日に「日身連東日本大震災対策本部」を日身連内に設置、また、被災地の支援対策拠点として宮城県仙台市に「被災地特別対策本部」を設置した。

以上

平成 23 年 4 月 14 日

自由民主党政務調査会

障害者特別委員長 衛藤 晟一 様

厚生労働部会長 田村 憲久 様

社会福祉法人

日本身体障害者団体連合会

会 長 小川 榮一

東日本巨大地震・津波災害対策にかかる日身連要望について

貴党におかれましては、平素より障害者福祉の向上に特段のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

3月11日に東北地方から関東地方にかけて発生した大地震により、甚大な被害がもたらされました。被災地域や避難場所等では、被災された数多くの障害者が困窮しています。

特に、遠隔地を含む避難所や自宅避難の場における支援物資や情報保障、福祉サービスの利用等といったさまざまな面で、多くの困難をかかえている障害者等の実情が報告されています。また、不安な避難生活に加え精神的ケアも万全とはいえず、一日も早い支援が必要です。

については、早急に被災された障害者等への実態把握を実施するとともに、特別かつ緊急の支援とご配慮をいただけますよう、下記について要望いたします。

記

1. 被災障害者等に関する実態把握を踏まえた的確な支援が必要であり、緊急的に支援を要するもの、中・長期的に支援を要するものを明確にし、財政的保障も含めた支援を講じていただきたい。特に、自宅避難等をしている障害者について、支援が届かないことがないように留意していただきたい。
●個人情報保護法により障害者の居住地が開示されてこなかったことから、今回の震災時に障害者への避難誘導等が迅速にとられていたか明確ではない。また、現在、自宅で避難生活をおくっている被災障害者の把握（人数と必要とされる支援）が行われているのかも懸念される。
緊急災害時等において万全な対応を投じるには、誰がどこに住んでいるか等といった個人にかかる情報は必須であり、本人了解は前提条件としても、個人情報保護法の見直しについて検討いただきたい。
2. 聴覚障害者等への情報・コミュニケーション手段の保障については、生命の危機にもかかわることからも、緊急速報や災害情報、避難情報、記者会見・ニュース等関連番組等における手話・字幕付与・音声解説の実施とともに、音声、手話、掲示等で情報・コミュニケーションが入手困難な盲ろう者や知的障害者等に対する配慮（例えば、インターネットによるデータ配信等）を講じていただきたい。

3. 遠隔地を含む避難所や自宅避難、あるいは計画停電地域に在住している人工呼吸器使用者へインバーターつき小型発電機と予備バッテリーの貸与を優先的にしていただきたい。
4. また、同じく遠隔地を含む避難所や自宅避難等しているオストメイトへのストマー装具の無料配布を実施していただきたい。
5. 被災された精神障害者や難病者等に対する医薬品等の供給及び医療体制の整備については、現地の状況を踏まえつつ、速やかにかつ弾力的に対応していただきたい。
6. 過去の災害の経験からも、避難した施設内の入口の段差や階段、トイレ等がバリアとなり、障害者の避難所生活を極めて困難にしている。当事者と相談のもと、バリアフリーな環境に図っていただきたい。改善が困難な場合は、環境が整っている他の避難所への移動ができる等、柔軟な対応ができるようなシステムを図っていただきたい。
また、仮設住宅の一層の促進を図るとともに、障害者等が利用しやすいようにバリアフリーが施された仮設住宅を設置していただきたい。
7. 障害や疾病により避難所生活ができない或いは仮設住宅の建設が遅れている等から、やむを得ずアパート等を借りている障害者およびその家族に対して家賃全額補助等の支援を講じていただきたい。
8. 災害により運営や組織機能・体制が困難となった障害者関係団体に対しては、公的助成を講じていただきたい。
9. 被災地並びに遠隔地避難している被災障害者に対して、「障害者自立支援法」にかかる以下の事項について、特例的な措置を講じていただきたい。
 - (1) 被災区域の福祉施設並びに事業所への災害復興にかかる財政的支援について、全額補助としていただきたい。
 - (2) 自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）並びに地域生活支援事業については、自己負担を免除いただきたい。
 - (3) 時限的な措置として、作業所等の公費収入については日額制度から月額制度にしていただきたい。
10. 被災された障害者等の不安等を取り除くためにも、適正なサービスや情報が受けられるよう、障害者団体等の協力とともに、障害者相談員等の活用を含めた相談支援体制を早急に整えていただきたい。

以上

平成 23 年 4 月 20 日

公明党

厚生労働部会長 渡辺 孝男 様

障がい者福祉委員長 高木美智代 様

社会福祉法人

日本身体障害者団体連合会

会 長 小川 榮一

「東日本大地震に関する支援対策」に対する日身連要望について

貴党におかれましては、平素より障害者福祉の向上に特段のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

3 月 11 日に東北地方から関東地方にかけて発生した大地震により、甚大な被害がもたらされました。被災地域や避難場所等では、被災された数多くの障害者が困窮しています。

特に、遠隔地を含む避難所や自宅避難の場における支援物資や情報保障、福祉サービスの利用等といったさまざまな面で、多くの困難をかかえている障害者等の実情が報告されています。また、不安な避難生活に加え精神的ケアも万全とはいえず、一日も早い支援が必要です。

については、早急に被災された障害者等への実態把握を実施するとともに、特別かつ緊急の支援とご配慮をいただけますよう、下記について要望いたします。

記

1. 被災障害者等に関する実態把握を踏まえた的確な支援が必要であり、緊急的に支援を要するもの、中・長期的に支援を要するものを明確にし、財政的保障も含めた支援を講じていただきたい。特に、自宅避難等をしている障害者について、支援が届かないことがないよう留意していただきたい。

●個人情報保護法により障害者の居住地が開示されてこなかったことから、今回の震災時に障害者への避難誘導等が迅速にとられていたか明確ではない。また、現在、自宅で避難生活をおくっている被災障害者の把握（人数と必要とされる支援）が行われているのかも懸念される。

緊急災害時等において万全な対応を投じるには、誰がどこに住んでいるか等といった個人にかかる情報は必須であり、本人了解は前提条件としても、個人情報保護法の見直しについて検討いただきたい。

2. 聴覚障害者等への情報・コミュニケーション手段の保障については、生命の危機にもかかわることからも、緊急速報や災害情報、避難情報、記者会見・ニュース等関連番組等における手話・字幕付与・音声解説の実施とともに、音声、手話、掲示等で情報・コミュニケーションが入手困難な盲ろう者や知的障害者等に対する配慮（例えば、インターネットによるデータ配信等）を講じていただきたい。

3. 遠隔地を含む避難所や自宅避難、あるいは計画停電地域に在住している人工呼吸器使用者へインバーターつき小型発電機と予備バッテリーの貸与を優先的にしていただきたい。
4. また、同じく遠隔地を含む避難所や自宅避難等しているオストメイトへのストマー装具の無料配布を実施していただきたい。
5. 被災された精神障害者や難病者等に対する医薬品等の供給及び医療体制の整備については、現地の状況を踏まえつつ、速やかにかつ弾力的に対応していただきたい。
6. 過去の災害の経験からも、避難した施設内の入口の段差や階段、トイレ等がバリアとなり、障害者の避難所生活を極めて困難にしている。当事者と相談のもと、バリアフリーな環境に図っていただきたい。改善が困難な場合は、環境が整っている他の避難所への移動ができる等、柔軟な対応ができるようなシステムを図っていただきたい。
また、仮設住宅の一層の促進を図るとともに、障害者等が利用しやすいようにバリアフリーが施された仮設住宅を設置していただきたい。
7. 障害や疾病により避難所生活ができない或いは仮設住宅の建設が遅れている等から、やむを得ずアパート等を借りている障害者およびその家族に対して家賃全額補助等の支援を講じていただきたい。
8. 災害により運営や組織機能・体制が困難となった障害者関係団体に対しては、公的助成を講じていただきたい。
9. 被災地並びに遠隔地避難している被災障害者に対して、「障害者自立支援法」にかかる以下の事項について、特例的な措置を講じていただきたい。
 - (1) 被災地域の福祉施設並びに事業所への災害復興にかかる財政的支援について、全額補助としていただきたい。
 - (2) 自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）並びに地域生活支援事業については、自己負担を免除いただきたい。
 - (3) 時限的な措置として、作業所等の公費収入については日額制度から月額制度にしていただきたい。
10. 被災された障害者等の不安等を取り除くためにも、適正なサービスや情報が受けられるよう、障害者団体等の協力とともに、障害者相談員等の活用を含めた相談支援体制を早急に整えていただきたい。

以上

2011年5月23日

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様
総務大臣 片山 善博 様
国土交通大臣 大島 章宏 様

日本障害フォーラム (JDF)

代表 小川 榮一

被災障害者等の今後の支援についての要望

平素より障害者施策の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災における未曾有の被害について、各方面で様々なご尽力とご配慮をいただいていることに、心より敬意を表します。

現在、震災より2か月が経過していますが、引き続き緊急の援助が求められるとともに、今後の復興・再生に向けた新たな課題も見えてきています。

今後とも障害者の支援が効果的に行われるよう、下記の項目につき要望します。

記

1. インクルーシブな社会の構築を基本としてください。

今回の大震災では、多くの障害者が被災したほか、障害のない人々も、住まいや働く場などを奪われ、社会生活上の何らかの障害を有したとも言えます。今後の仮設住宅の整備とバリアフリー化等を含め、被災地域の中期的長期的な復興・再生にあたっては、排除や分け隔てのない「インクルーシブな社会」の構築を旨として行ってください。これは、現在改正の作業が進められている障害者基本法や、障害者権利条約の精神とも一致するものです。

2. 「復興構想会議」に障害当事者を参加させてください。

この観点から、閣議決定に基づいて開催された「東日本大震災復興構想会議」の委員に、障害当事者やその関係者が含まれていないことに懸念を抱かざるをえません。同会議は、「復興基本法案」における提言機関にも位置付けられると報じられていますが、このことから、インクルーシブな地域社会の構築のため、会議やその検討部会、関連機関等に障害当事者を参加させてください。また、現在進められている障がい者制度改革推進本部／会議との連携も行ってください。

3. 復興と社会保障を両立させてください。

今後の復興の過程において、復興費用の確保などの名目で社会保障費の削減はしないでください。インクルーシブな地域社会を構築する目的と、社会保障は相反するものでは決してなく、むしろ補完しあうものです。

4. 個人情報保護に関する便宜をお願いします。

震災から2か月が経過した現在も、被災した障害者の安否確認が続けられています。過去の震災の経験から、地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有を一定程度できる指針は示されていますが、現在被災地では、支援者が必要な情報を入手できず、在宅障害者などを確認することができない状況にあります。一定の条件の下に、障害者団体や支援団体等にも情報を開示し共有できるよう、より具体的な指針を示してください。

5. 放送や情報伝達における情報保障を徹底してください。

今回の震災では、相次ぐ余震や原発事故の情報など、生命や財産に関わる情報が今も日常的に流されていますが、多くの障害者がその内容を知ることができない状況が続いています。テレビ放送（生放送・緊急放送を含む）や、地域における災害情報等の伝達においては、手話、字幕、解説音声、分かりやすい内容等による情報保障を徹底してください。

また、政府広報や各省庁・自治体等から発信されるニュース等については、テキストデータ、点字、ルビ付き資料など障害当事者がアクセスできるものを準備し、また関係機関の連絡先を掲載する場合は、電話番号のみでなく、ファックス番号やEメールアドレスも記載してください。

6. 障害者自立支援法等の柔軟な運用と、国の費用負担を願います。

被災の実情を踏まえ、障害者にかかる手続きや、障害者自立支援法等の制度利用について、下記の事項を含む特段の配慮をお願いします。

また、被災したすべての障害者や事業所等が、支援の対象から漏れ出ることがないように、下記の事項を含め、広く国が費用を負担する仕組みとしてください。

- (1) 特定疾患等の証明書の再発行にかかる手続きを簡略化してください。
- (2) 震災に伴い交通手段がなお限られていることから、通院等にかかる交通手段やその費用を確保し、本人に追加の負担がかからないようにしてください。
- (3) 居住市町村以外での生活を余儀なくされている障害者へのサービス給付を含めて、障害者自立支援法等の柔軟な運用を行ってください。「被災県」以外に避難している被災障害者に対しても、十分な支援を行ってください。
- (4) 2011年度末は自立支援給付事業体系への移行期限となっていることから、被災の実情を考慮しこの期限の延長を講じてください。
- (5) 社会福祉施設等への介護職員の派遣に当たっては、被災地の受け入れ事業所が自立支援給付等公費給付により負担する仕組みには無理があるので、国の負担での派遣が可能となるようにしてください。
- (6) 社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助に当たっては、居宅介護事業所など特定の事業所を除外することなく、被災のあったすべての事業所が支援を受けられるようにしてください。

JDF 事務局

東京都新宿区戸山 1-22-1（日本障害者リハビリテーション協会内）

TEL: 03-5292-7628 FAX: 03-5272-1523 E-mail: jdf_info@dinf.ne.jp

2011年7月13日

内閣総理大臣	菅 直人 様
内閣府特命担当大臣	平野 達男 様
内閣府特命担当大臣	細野 豪志 様
厚生労働大臣	細川 律夫 様
総務大臣	片山 善博 様
国土交通大臣	大島 章宏 様

日本障害フォーラム (JDF)
代表 小川 榮一

被災障害者等への支援と復旧・復興施策に関する要望

東日本大震災における被災障害者に対して、さまざまな尽力と配慮をいただいていることに心より敬意を表します。

さて3月11日の震災発生から4か月が経過し、今後の復興に向けては、新たな復興基本法の下に対応が進められているところです。一方、被災地ではなお厳しい状況が続き、特に障害者についてはその被害の実情とニーズの把握に基づく緊急かつ継続的な支援が求められます。

以上を踏まえて、次の事項について要望します。いずれも重要かつ緊急性を帯びるものであり、確実かつ速やかな実現を切望します。

記

1. 被災障害者の正確な実態把握を速やかに実施してください。

被災障害者の実情については、地方公共団体や民間団体による調査が一部行われているものの、犠牲者ならびに行方不明者のうちの障害者数といった基礎的データについては、いまだ明らかになっていません。また施設入所者、精神科病院を含む入院患者の被災状況も不明です。

被災障害者の実態に関するデータは、今後の支援活動や復興に向けての礎となるものです。国の責任とイニシアティブによって（地方公共団体との連携を図りながら）実態調査を実施し、その結果を公表してください。なお、実態調査の対象者は広範なものとする必要がありますが、その第一段階においては、「障害者手帳」の所持者、精神科病院入院患者等を対象としてください。

2. 障害者権利条約を指標に、当事者参加の復興計画を策定してください。

災害による被害とその課題は、障害者に最も凝縮した形で表れると言えます。今後の復興と、新たなまちづくりを含む新生に向けては、排除や分け隔てのない「インクルーシブな社会」の構築を旨とすることで、すべての人が安心できる社会が実現できると考えます。このことから、今後の復興計画・対策の策定と実施にあたっては、障害者権利条約を指標のひとつとするとともに、国および地域レベルにおいて、障害当事者の直接的な参加を確保してください。

3. 災害時等の緊急放送に関して、特にテレビ放送については関係障害団体の代表を加えての検討会を設置してください。

原発事故や余震、復旧・復興に関する災害関連情報は今も日々発信されており、これらの情報入手は生命や財産に関わる緊急性を伴います。音声情報の文字化（点字を含む）、文字情報の音声化、手話通訳者・要約筆記者の配置、分かりやすい情報提供など、障害者に対する情報保障を徹

底してください。

とりわけ、テレビ放送は情報入手に極めて大きな役割があり、災害情報に関しては、生放送での字幕放送、手話放送、解説放送を早急に完全実施してください。

さらに、音声からも、字幕等の文字からも、自力で情報を得ることが困難な、盲ろう者等の障害者への情報保障について配慮をお願いします。

また災害時のテレビ放送における情報保障について、国の主権により、放送事業者、電器・通信等事業者、障害者団体（視覚障害、聴覚障害、盲ろう等）、関係団体等による検討会を新設し、課題解決を推進してください。

4. 災害時要援護者対策を含む、防災対策の検証を行ってください。

このたびの未曾有の被害を受け、これまでの防災対策の検証が求められるところです。災害時要援護者対策における要援護者情報の共有、避難支援計画のあり方、福祉避難所の設置等を含め、実際の事例に基づき、障害者団体の参加の下に検証を行い、今後の対策づくりを行ってください。

5. 県外に避難した被災障害者等の把握と支援を行ってください。

被災障害者のうち、県外の避難所等に避難したり、県外の病院等に入院・転院した人たちの実態が明らかになっておらず、必要な支援が届いていないことが懸念されます。その実態の把握と情報開示、支援を速やかに行ってください。

6. 仮設住宅のバリアフリー化を急ぐとともに、今後の復興に向けた住宅整備を行ってください。

設置が進められている仮設住宅は入口の段差などバリアフリー化がなされておらず、改修工事も入居に間に合わないなどの例があることから、バリアフリー化を早急に行ってください。

また仮設住宅の入居期限である2年が過ぎたあとに、住宅への入居困難者が出ないように、公営の復興住宅等を含む住宅整備を進めるとともに、車いす利用者等が入居できるバリアフリー住宅を十分に確保してください。

なおバリアフリー仕様の仮設住宅・復興住宅等の設置にあたっては、障害者団体等の意見を聞き、障害者が実際に住みやすいよう十分な配慮を行ってください。

7. 沿岸部・原発隣接区域における瓦礫撤去、土壌除染、ならびに医療・福祉サービスの整備を国として推進してください

沿岸部になお大量に残された瓦礫は、気温の上昇とともに腐敗が進み、感染症の発生等が懸念されます。また原発事故による土壌や物の汚染、社会資源の破壊などは、住民の健康や安全・安心に深刻な影響を与えています。障害者は乳幼児や高齢者等と共にこのような状況に特に影響を受けやすく、速やかな対策が望まれます。被災自治体等の対応には限界があることから、瓦礫撤去や土壌の除染等を国として強力で推進してください。また沿岸部・原発隣接区域等における、精神科医療を含む医療の整備、障害者支援事業所への支援を早急に行ってください。

8. 被災障害者支援活動に対する支援を行ってください。

被災地における支援ニーズは依然として続いています。自ら被災した民間団体や支援事業所が、被災障害者の支援に当たるとともに、全国各地から多くの支援者・団体が現地に駆けつけ支援活動を続けています。

これらの支援活動に対して、国、自治体から、人員派遣や資金的援助を含む支援を行い、活動が円滑に進められるよう配慮をお願いします。

以上

日本障害フォーラム（JDF）

日本身体障害者団体連合会

日本盲人会連合

全日本ろうあ連盟

日本障害者協議会

DPI日本会議

全日本手をつなぐ育成会

全国脊髄損傷者連合会

全国精神保健福祉会連合会

全国社会福祉協議会

日本障害者リハビリテーション協会

全国「精神病」者集団

全国盲ろう者協会

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

JDF 事務局

東京都新宿区戸山 1-22-1

TEL: 03-5292-7628 FAX: 03-5272-1523 E-mail: jdf_info@dinf.ne.jp

平成 23 年 10 月 6 日

公明党災害対策本部長 木庭 健太郎 様
公明党障がい者福祉委員長 高木 美智代 様

社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
会 長 小川 榮一

災害時における障がい者支援と今後の防災対策に対する日身連の要望について

日頃より障害者福祉向上のために特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。また、東日本大震災における被災地の復旧復興(新生)へのご尽力に心より感謝申し上げます。

さて、このたびの東日本大震災の発生から半年以上経過しました。政府が、被災地支援に総力を挙げて取り組んでいただいていることに対しては、感謝いたしております。しかしながら、被災地や避難先にいる数多くの被災された方々の生活は、依然として、大変な困難を抱えている現状があります。特に、障害者は、その障害特性ゆえの困難が重なり、生命の危機さえ脅かされる懸念さえあります。

日身連としては、被災された障害を持つ仲間が、一日も早く安心して暮らせる環境整備がなされるためにも、国および地方自治体が、早急にそれらの解消(改善)への対策を講じるとともに、被災実態に関する検証が行われるように、政党間を超えて、ご尽力いただけることを強く願うものです。

つきましては、その実現のため、また、さらには、今回の大震災を機に今後の防災への対策が万全となるよう、以下の項目について要望いたします。

記

1. 東日本大震災における検証について

- (1) 速やかに、障害者手帳保持者をベースに障害者(児)の人的被害(死亡者、行方不明者、負傷者)および避難者への支援状況(避難先を含む)の把握と検証を実施してください。
- (2) 既存の「災害時要援護者」対策・防災指針の有効性や、個人情報保護と避難支援計画に関する課題について検証を行ってください。

2. 現在の復旧復興（新生）支援について

- (1) 復興住宅の整備については、現在、応急仮設住宅の使用期限が限られており、一般住宅への入居が困難な多数の障害者が予想されることから、その使用期限終了後の住宅施策を早急に整備してください。また、その整備にあたっては、障害の特性に配慮したバリアフリー仕様の住宅を必要数設けてください。
- (2) 福祉避難所の設置については、知的障害者や自閉症の方等、指定避難所での避難が困難な者にとって不可欠です。現在も避難所生活を余儀なくされている障害者を対象とした福祉避難所を設置してください。
- (3) 生活および事業の再建等にかかる情報が、一人ひとり（小規模法人や事業所を含む）に届くような情報保障の徹底と、相談支援の充実、移動支援の確保等に最大限努めてください。

3. 原発事故による被災障害者への支援・対応について

- (1) 県外に避難を希望する障害者のサポート（介助者、相談等支援者、教育の機会の保障等を含む）を行ってください。
- (2) 障害当事者および事業者等に対する原発事故の賠償と、賠償を受ける際の手続き等の支援を行ってください。

4. その他、防災等に対するあり方について

- (1) 震災復興のための計画は、今後の地域住民の暮らしの基礎となるものです。障害者の意見が反映されるよう、国、都道府県、市町村のそれぞれにおける復興構想（震災復興計画策定を含む）に関する協議機関に、障害当事者の参画を積極的にすすめてください。
- (2) 個人情報保護条例が壁となり、市町村から障害者手帳保持者の名簿等の開示がされなかったため、その安否確認が思うようにすすみませんでした。今後の災害発生での対応が速やかに行われるためにも、個人情報開示のあり方とその活用方法について検討してください。

以 上

2011年10月11日

内閣総理大臣	野田 佳彦 様
内閣府特命担当大臣	細野 豪志 様
内閣府特命担当大臣	蓮 舫 様
厚生労働大臣	小宮山 洋子 様
総務大臣	川端 達夫 様
国土交通大臣	前田 武志 様

日本障害フォーラム（JDF）
代表 小川 榮一

東日本大震災における被災障害者等の支援と復興に関する要望書

東日本大震災における被災障害者等の支援について日頃よりご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて震災の発生から7か月が経過した現在、被災地や避難先においてなお厳しい生活を強いられる被災障害者への早急な支援が必要とされる一方、これまでの実態に関する検証や、今後の復興に向けた具体的な対策の実施が求められます。

このことから、下記の諸点について、速やかな実施を要望します。

記

1. 以下の点について、迅速かつ精緻な検証を行なってください

- (1) 障害者の犠牲者数、行方不明者数について、障害者手帳所持者をベースに速やかに検証してください。
- (2) 被災直後からの生活実態について、次の事項を検証してください。
 - ・ライフラインの遮断やガソリンの欠乏による影響
 - ・避難所・福祉避難所の問題点や課題
 - ・在宅生活の問題点や課題
 - ・在住地域以外への避難実態（特に福島県在住者、県外避難者を中心に）
 - ・障害者への情報伝達・情報保障の課題
- (3) 既存の「災害時要援護者」対策・防災指針の有効性について検証してください。（個人情報保護と避難支援計画に関する課題を含む）

2. 被災障害者の生活実態やニーズを踏まえたうえで、障害関係団体とも連携しつつ、以下の支援を早急に行ってください

- (1) 仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）で暮らす障害者に関して、過去の震災の経験を十分に踏まえ、次の対応を行ってください。
 - ・仮設住宅のバリアフリー化（設計・発注時の対応。および入居後の改修と、その手続き（国庫負担等）の仕組みの明確化を含む）
 - ・仮設住宅への円滑な入居の支援と、入居後の必要な福祉機器や生活支援の提供
 - ・それらの前提となる、仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）利用障害者の実態の把握

(2) 被災障害者の生活を支える次のような対策を講じてください。

- ・情報保障の徹底（テレビ放送をはじめとするマスメディア等の手話、字幕、解説音声付与、点字化、分かりやすい説明等や、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助者派遣等）
- ・相談支援の充実、福祉等サービスの柔軟な支給、避難先地域との医療等サービスの連携など、必要な対応
- ・障害者支援事業所（特に支援の行き届きにくいNPO法人や小規模法人、小規模事業所を含む）の被災状況の把握と、特別加算等を含む支援

(3) 仕事の支援について、次のことを行ってください。

- ・就労継続支援事業 A 型・B 型ならびに小規模作業所に対して官公需の優先発注を含む応急的な仕事の確保策を図ること
- ・障害者を雇用する企業の支援、ジョブコーチ等の充実

3. 原発事故で多くの障害者が被災していることに関し、以下の対応を行ってください。

- (1) 県外避難を希望する障害者のサポートを行ってください。（介助者、相談等支援者、教育の機会の保障等を含む）
- (2) 原発事故による賠償と、賠償を受けることに対する支援を行ってください。（障害当事者、事業所を含む）
- (3) 元の地域に住み続けるための、住まい、職場、事業所を中心とした除染を行ってください。
- (4) 被災地での障害者の暮らしを支える仕事おこしについて、具体的な対策を講じてください。

4. 今後の復興に向けて、被災障害者の暮らしを守る以下のような対策を講じてください。

- (1) 仮設住宅入居期限以降を見据え、障害者が住みやすい復興住宅、公営住居の確保等、住宅支援の対策を講じてください。
- (2) 住まいの確保と併行して、移動支援を確保してください。移動が確保されなければ住み続けることができません。
- (3) 当面の被災者支援や義援金等を受けた後の暮らしに不安を抱く被災障害者が少なくありません。中長期的な視点に立って、仕事や所得の支援等の対策を講じてください。

5. 障害者権利条約を指標に、当事者参加の復興計画を策定してください。

- (1) 今後の復興に向けては、障害者権利条約を指標のひとつとし、排除や分け隔てのない、誰もが安心して暮らせる「インクルーシブな社会」の構築を旨としてください。
- (2) 国、都道府県、市町村のそれぞれにおいて、復興構想に関する協議体や、計画策定の過程に、障害当事者を参加させてください。
- (3) 「災害時要援護者」対策の見直しや、障害者に関する防災マニュアル・ガイドライン等の作成にあたっては、障害当事者を参加させてください。

以上

日本障害フォーラム（JDF）

日本身体障害者団体連合会

日本盲人会連合

全日本ろうあ連盟

日本障害者協議会

DPI 日本会議

全日本手をつなぐ育成会

全国脊髄損傷者連合会

全国精神保健福祉会連合会

全国社会福祉協議会

日本障害者リハビリテーション協会

全国「精神病」者集団

全国盲ろう者協会

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

JDF 事務局

東京都新宿区戸山 1-22-1

TEL: 03-5292-7628 FAX: 03-5272-1523 E-mail: jdf_info@dinf.ne.jp

平成 23 年 11 月 15 日

自由民主党

組織運動本部厚生関係団体委員長 加藤 勝信 様
政務調査会厚生労働部会長 宮沢 洋一 様

社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
会 長 小川 榮一

日本身体障害者団体連合会の要望について

日頃より障害者施策の向上のためにご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

現在、障害者権利条約の批准に向け、障害者関連の法制度の整備が進められています。日身連は、当事者参画のもとで、権利条約の理念と内容を踏まえた法制度の制定、改定がなされることを期待するとともに、障害の有無にかかわらず、誰もがどこでも安全に安心して暮らしが築ける共生社会の実現のために、一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 「障害者権利条約」の批准に向け、障がい者制度改革推進会議「第一次意見」及び総合福祉部会「骨格提言」を最大限尊重した法制度の整備が円滑に運ぶよう、ご支援いただきたい。
2. 障害者施策関連予算については、障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会等でも提案がなされたように、OECD加盟国と比較し日本は低水準であり、少なくとも OECD 加盟国の平均値並みの水準に引き上げていただきたい。
3. 平成 22 年 12 月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の改正事項については、予算確保を含め、確実かつ円滑に実施されるよう図っていただきたい。
4. 地域主権改革については、決して異論を唱えるものではないが、地域における取り組みに格差が生じないように図っていただきたい。また、加えて、以下の事項については特に慎重に扱っていただきたい。
 - (1) 障害者施策に関しては地域間での格差が拡がることのないよう、当事者や家族、障害者団体等関係者の意見を十分に把握し、慎重に取り扱っていただきたい。

(2) 今年8月成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴う関係法律の改正により、身体障害者福祉法並びに知的障害者福祉法における障害者相談員事業の活用が危ぶまれる懸念がある。総合福祉部会の「骨格提言」では、身近な地域でのピアサポートや家族自身による相談支援のシステム作りと充実が指摘されており、地域の自主性及び自立性を高めるための改革が、総合的かつ計画的に推進されるためにも、障害当事者や障害者団体の意見を反映させた相談支援体制の整備が急務と考える。そのため、以下の障害者相談員制度にかかる事項について、特に要望いたしたい。

- ① 身体並びに知的障害者相談員制度を衰退させないこと。
- ② 現行水準（相談員数、予算等）を下回らないこと。
- ③ 地域間格差を生じさせないためにも、これまで相談員活動を進めてきた障害者団体と連携し相談支援事業を行うこと。
- ④ 聴覚障害や視覚障害の他マイノリティ（絶対数が少ない）障害者の相談等、広域的対応が必要な相談員については、都道府県が委託をすること。
- ⑤ 都道府県は、地域間格差が生じないためにも、相談員からの活動状況にかかる報告については、都道府県において把握できるよう、都道府県の求めに応じ、市町村は都道府県へ報告すること。
- ⑥ 相談員の資質向上のための研修業務等については、都道府県の役割として経費負担を廃止することなく、予算確保を含めて行うこと。

5. 東日本大震災に対する被災検証と復興（新生）支援に係る以下の事項について、早急な対応を講じていただきたい。

- (1) 速やかに障害者手帳保持者をベースに障害者（児）の人的被害（死亡者、行方不明者、負傷者）および避難者への支援状況（避難先を含む）の把握と検証を実施いただきたい。
- (2) 既存の「災害時要援護者」対策・防災指針の有効性や、個人情報保護と避難支援計画に関する課題について検証を行っていただきたい。
- (3) 復興住宅の整備については、現在、応急仮設住宅の使用期限が限られており、一般住宅への入居が困難な多数の障害者が予想されることから、その使用期限終了後の住宅施策を早急に整備するとともに、その整備にあたっては、障害の特性に配慮したバリアフリー仕様の住宅を必要数設けていただきたい。
- (4) 福祉避難所の設置については、知的障害者や自閉症の方等、指定避難所での生活が困難な者にとって不可欠である。現在も避難所生活を余儀なくされている障害者を対象とした福祉避難所を設置いただきたい。
- (5) 生活および事業の再建等にかかる情報が、一人ひとり（小規模法人や事業所を含む）に届くような情報保障の徹底と、相談支援の充実、移動支援の確保等に最大限努めていただきたい。

6. 原発事故による被災障害者への必要な支援および対応に係る以下の事項について確実に実行していただきたい。
 - (1) 県外に避難している、あるいは避難を希望する障害児・者のサポート（介助者、相談等支援者、教育の機会の保障等を含む）を行っていただきたい。
 - (2) 障害当事者および事業者等に対する原発事故の賠償と、賠償を受ける際の手続き等の支援を行っていただきたい。

7. 今後の防災対策等に対する各省庁の取り組みや、災害対策の体制や対応の在り方に関する検討においては、以下について特段の配慮をいただきたい。
 - (1) 震災復興のための計画は、今後の地域住民の暮らしの基礎となるものであり、障害者の意見が反映されるよう、国、都道府県、市町村のそれぞれにおける復興構想（震災復興計画策定を含む）に関する協議機関に、障害当事者の参画を積極的に進めていただきたい。
 - (2) 個人情報保護条例が壁となり、市町村から障害者手帳保持者の名簿等の開示がされなかったため、その安否確認が思うように進めなかった現状がある。今後の災害発生での対応が速やかに行われるためにも、個人情報開示のあり方とその活用方法について検討いただきたい。

8. 第三種郵便物制度（心身障害者第三種郵便物）は、障害者団体の実情に鑑み、他の第三種郵便物とは区別した適正な制度となるよう見直していただきたい。

※参考：郵便法第22条3項3“政治、経済、文化、その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。”と規定されているが、心身障害者団体の発行する定期刊行物については単一で規定していただきたい。

以上

東日本大震災を経験して、国に対する提案・要望

2012年2月7日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

JDF 東日本大震災被災障がい者支援いわて本部

代表 田村 幸八

JDF みやぎ支援センター

代表 阿部 一彦

JDF 被災地障がい者支援センターふくしま

代表 白石 清春

日本障害フォーラム(JDF)

代表 小川 榮一

2011年3月11日の大震災では、岩手・宮城・福島をはじめとする東北・関東の沿岸部に大津波が押し寄せ、死亡者と行方不明者は1万9千人に達し、被災地で亡くなった障害者の比率は住民全体の比率に比べて2倍との報道がありました。さらに、福島県では、原発事故の莫大な量の放射性物質による甚大な影響から復興のスタートラインにも着けない状況が続いています。

私たち、各地のJDF被災地障がい者支援センターでは、被災した障害者の実態を把握して個別支援にむすびつけていくために、全国各地から駆けつけていただいたボランティアのみなさんと共に避難所や仮設住宅を回りましたが、ごく少数の障害者の姿しか見かけることができませんでした。このことは、避難所や仮設住宅あるいは借り上げ住宅が、障害者の避難生活を保障するものではないことに起因していると思われまます。

この東日本大震災以前にも、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など、大きな震災を経験しながら、わが国では障害者や高齢者の命を守り、被災後の生活方法等が考慮されていない震災対策が講じられているのが実状です。

私たちは、この東日本大震災を貴重な教訓として、わが国の震災時における障害者をはじめ特別な配慮が必要な人々への対応策をより実効性のあるものにしていくため、提案と要望を下記に述べていきます。

記

1. 災害時における支援対策

支援センターでは、被災障害者の所在確認を行うには障害手帳保持者、要援護者などの名簿提出を行っていただかなければならないとして、政府、各県、各市町村にいち早く働きかけてきましたが、個人情報保護に関する法律の壁が厚くて、なかなか実現化できずに今日までできています。唯一、福島県南相馬市においてだけ、市長の大英断によって名簿が開示されたことにより、被災障害者宅を回って訪問調査活動を行うことができました。このような中、現在でも、特に障害者団体等に属さない、在宅、みなし仮設（借り上げ）住宅入居、県外避難等の多くの障害者の所在や実態がなお不明な状況にあります。

また、避難所は学校の体育館のようなところが多く、高齢者や障害者にとっては障壁の多い構造でした。阪神大震災のときから仮設住宅のバリアフリーを求める声が上がリ、ユニバーサルデザインの仮設住宅が今回こそ当初から計画されるものだと期待していました。しかし、残念なことに東日本大震災の現在に至っても、早くから当事者団体が要望したにもかかわらず現実には合理的配慮など後回しにされてきています。

【提案・要望】

- ① 岩手、宮城、福島の大震災した各市町村の障害者の適切な名簿開示を早急に行い、障害者関係団体等に被災障害者の実態調査を行えるよう配慮していくこと。またこれを基に障害者関係団体等が、当事者の立場から、地元の障害者相談員や保健師、仮設住宅サポートセンター等とも連携を図りつつ支援活動が行えるようにすること。
- ② 障害者関係団体が要援護者情報を共有できるよう、関係法規等を改正すること。（災害時要援護者の避難支援ガイドラインにおける、要援護者情報の関係機関共有方式の中に「障害者団体」等を入れるよう改正を行うなど）
- ③ このことと関連し、国は、被災した県・市町村が障害者関係団体と被災状況・要援護者情報を共有し、在宅障害者も含め漏れなく円滑な支援が出来るよう、平時から申し合わせをするなどの体制作りを指導すること。
- ④ 今後も全国各地で大規模災害は起こりうる。そのときの対策として、避難所として利用する可能性のある建物は向こう5年以内に速やかに全てバリアフリー化すること。さらに、あらかじめ障害者や高齢者に使いやすい風呂やトイレを組み合わせたユニット式BT（バストイレ）を建築しておき、避難所に設置していくような方策をとっていくこと。その他、簡易型オストメイト対応洗浄装置の設置などを含む、様々な障害者の特殊性を考慮した形で避難生活が容易にできる方法を義務づけること。
- ⑤ 仮設住宅を利用するのは、障害者のみならず、高齢者が多いと予想される。仮設住宅の設計段階ですべての住宅をユニバーサルデザイン化および冷暖房対応化（断熱材付）されたものにする。こと。（入り口を広くし〔間口80センチ以上〕、バストイレに余裕をもった広さを確保し、介助者とともに利用できるようにすること。） また仮設住宅の設計企画に障害当事者を参加させること。

2. 住宅について

大きな災害後には高血圧や生活習慣病が壮年層に顕著に出現する傾向があることはよく知られていますが、誰もがいずれは高齢になり、若い頃と同じ方法での動作や移動が出来なくなります。配慮の足りない家屋が地域生活を困難にするのです。生涯住み続けられる住宅のあり方を、今こそ強力で推進しなければなりません。アメリカや諸外国で進められているように、ある程度法や制度でしることも考慮に入れ、実効性のある取り組みにしなければなりません。復興住宅でユニバーサルデザインを共通基準とするよう、わが国でもこのような条例をぜひとも創設してください。今後もし大震災が起こった場合に、ユニバーサルデザインの住宅によって、被災障害者が誰の家にも避難することが可能になり、望まない施設への入所も無くせるようにしてください。

【提案・要望】

- ① 一般の住宅はすべてユニバーサルデザインを標準とした規格を法制化すること。そのために政府

と住宅会社や障害当事者と話し合う機会をもうけ、ユニバーサルデザイン住宅法制化プロジェクトを立ち上げていくこと。

- ② さらに、地域社会のコミュニティのあり方を考える際に、プライバシーを守れる環境で、共有部分を設けて多世帯が集団で生活できる住宅（コーポラティブ住宅）システムの構築を検討し、実現化していくこと。

3. 障害者に対するサービスについて

東北地方では、障害者の介助や支援を家族が担う傾向が強かったのではないのでしょうか。とくに東北地方は、財政的基盤の弱さもあって障害者福祉関係の予算が低いということも事実です。大震災では、以前よりも福祉サービスを受ける障害者が増えていくという現実があります。

また、オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）や精神障害者等に関する現施策については、その対応が遅れている傾向にあり、特に特別な配慮（対応）が必要です。

【提案・要望】

- ① 大災害時においては、特に在宅の重度障害者の福祉サービスについて、とりわけ財源規模の小さな被災自治体の負担を極力少なくする方策を取っていくこと。
- ② 大震災において、いつ強い余震が来るか分からない状況下では、単身での自立生活をしている者にとって、恐怖におびえる時間を過ごすことになる。そのようなことも鑑みて、震災時等における重度身体障害者のヘルパーの派遣時間を大幅に増やすこと。
- ③ 特にオストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）のニーズに関して次のことを行うこと。
 - 1) 今回、被災者に対しストーマ装具の種別が不明のため憶測で配備した結果、適合しない装具を配備し対応できないことがあった。各市町村がオストメイト数（コロストミー・ウロストミー・イレオストミー別）を把握し、オストミー協会県支部の求めに応じ開示されるよう指導すること
 - 2) ストーマ装具を緊急配備用具扱いとし、備蓄倉庫に保管すること
 - 3) 緊急時の購入リストに「ストーマ装具」の購入先を明記すること
 - 4) 内部障害のオストメイトは、一般の方からの理解が得にくいので、全国各地で行われている「社会参加訓練事業」に災害担当・福祉担当者を参加させること
 - 5) 皮膚排泄ケア認定看護師（WOC）が災害時に県境・区域割り等の壁を取り除き、オストメイトの安全・安心のため、避難所等を継続的に巡回ケアすること。
- ④ 向精神薬等の災害用備蓄を整え、精神障害者については少なくとも自立支援医療を受けている人に支援の手が差し伸べられるよう、所在の把握等の調査が可能なように配慮すること。

またこのため、各種医療利用者については、必要に応じて国民健康保険団体連合会等、各種保険機関の協力を求められるようにすること。

4. 障害者の生活(所得)保障について

大震災においては、被災した障害者やその家族が職を失って路頭に迷う例が現実的に多くなっていきます。知的障害者等の就労支援の事業所に仕事の発注が少なくなっているという現実があり、地域で生活している障害者にとっては非常に切迫した状況にあります。

【提案・要望】

- ① 今般、わが国の財政事情が芳しくないということもあり、生活保護の受給対象者を制限していくといった動きがみられる。困窮した日本国民の最後のよりどころとなる生活保護制度なので、今回のような大震災の折には、餓死者や自殺者を出すことのないよう、障害者をはじめとする被災生活困窮者には生活保護を支給していくこと。
- ② 今回の地震や津波、あるいは原発の事故によって、義援金、東電の賠償仮払い金などが被災した生活保護を受けている障害者などにも支給された。しかし、末端の行政機関である各市町村ではその全額を収入認定とみなして、生活保護をさし止めしていく事態が起きている。そのようなことが起こらないように、国としてしっかりとした伝達システムを確立していくこと。
- ③ 被災している障害者等を考慮した、障害基礎年金に加算した形での所得保障制度を創設していくこと。
- ④ 被災している障害者の仕事づくりの一環として、障害者支援事業所に対する特別加算等を含む支援と、官公需の優先発注を含む応急的な仕事の確保策を図ること。
- ⑤ 鍼灸マッサージ施術所等が被災し、就業できなくなった自営業を営む障害者に対し、施術所等の復旧工事費や治療用具の購入費などを確保するため、生活福祉資金などの現行制度を弾力的に運用するか、特例措置を設けるなどして、一日も早く就業を再開できるようにすること。
- ⑥ 被災している障害者等が働いて収入の得られるシステムを、被災地の事業所を含め、多くの住民たちと研究開発すること。その研究開発に対しての補助制度を設けること。

5. 原発に関連して

福島第一原発は、未曾有の地震と津波により深刻な事故を起こし、膨大な放射性物質を福島県はじめ近隣各地にまき散らし、県内外に広く犠牲を強いています。そうした事態の中、福島県民の約6万人が県外に避難しています。今後も避難者は増え続けるのではないのでしょうか。

【提案・要望】

- ① 自主的に県外に避難した福島県の障害者に関して、避難した先での住宅や福祉機器、福祉サービス等、きめ細かく柔軟性のある生活保障を提供すること。

6. 復興計画への当事者参加について

復興に向けては、今後の地域住民の暮らしの基礎とできるよう、その過程に障害当事者の意見が反映されなければならないと考えます。また復興計画の策定にあたっては、障害者権利条約を指標のひとつとし、排除や分け隔てのない、誰もが安心して暮らせる「インクルーシブな社会」の構築を旨としていただくことが肝要です。

【提案・要望】

- ① 復興庁を含め、国、都道府県、市町村における、復興計画の策定・実施に関する機関やその協議体、およびそれらの基礎となる実態調査等の過程に、障害当事者を参加させてください。

2012年7月26日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様
内閣府特命担当大臣 中川 正春 様

日本障害フォーラム (JDF)
代表 小川 榮一

東日本大震災に関わる障害者等の支援と復興に関する要望

東日本大震災に関わる障害者等の支援と復興については、日頃よりご尽力をいただいていることに心より敬意を表します。

震災後一年余が経過し、被災地の復旧、復興が進んでいますが、津波の被害が大きかった沿岸部、福島第一原子力発電所の隣接地域、仮設住宅や県外への避難といった状況下においては、被災障害者への支援がなお必要とされています。

また、地震や津波の影響が小さく、住居等の被害が少なかった地域でも、それゆえに十分な支援が受けられず、仕事や通院を含むその後の生活に困難を抱える人たちも少なくありません。

このような事実を踏まえ、今後の支援と復興に向けて、次のことを要請します。

記

1. 障害者等の被災実態と支援対策の検証

大震災での経験を踏まえ、緊急災害時における今後の障害者等の支援のあり方を再構築するために、引き続き、次の検証を早急に行っていただくよう要望します。

- (1) 震災で犠牲となった障害者の、数的データを含む実態については、いまだ全容が明らかになっていません。速やかにその実態を把握し公表してください。
- (2) 震災後の、ライフライン等が寸断した中で、障害者等がどのような困難を体験し、どのような支援が必要であったか、その実態についても、包括的な調査を行ってください。
- (3) 以上の内容も踏まえ、災害時要援護者支援対策等の有効性について、検証を行ってください。

2. 今後の復興プロセスと防災対策への障害当事者の参加

今後の復興においては、障害者を含むすべての人が安心して生活できるインクルーシブな社会を構築できるよう、障害者権利条約を一つの指標とすべきことを、私たちは繰り返し提起しています。

この観点から、今後の復興プロセスと防災対策・要援護者支援対策の見直し・策定にあたっては、障害者等当事者の参加を確保し、その意見を十分に聴取してください。

- (1) 災害時要援護者対策については、特に障害者等の支援と個人情報保護のあり方について、また要援護者対策自体の認知度の低さなどについて、さまざまな課題が指摘されています。今後の施策の

策定にあたっては、多様な立場の障害者団体等が関係会議に参加し、意見が反映されるようにしてください。

(2) 仮設住宅建設の指針については、中間まとめが行われたところですが、バリアフリーの標準仕様化のあり方や設置後の補修をより柔軟に行えるようにすることなど、強化すべき部分が見受けられます。障害当事者の意見聴取を行ってください。

(3) 復興庁を含む復興の機関・プロセスにおいては、障害者に関する部署または担当を設置し、障害当事者を含む専門の人材を任命してください。

3. 現在の生活実態とニーズの把握

障害者団体等に所属しない在宅生活者や、仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）や県外で避難生活をしている多くの人たちの実態が、なお明らかになっていません。

障害者等の支援ニーズを明らかにするため、その生活実態の把握を行政の責任で速やかに行ってください。

(1) 特に仮設住宅（みなし仮設含む）の実態把握については、県と市町村が十分に連携して行ってください。

(2) 県外避難者の実態把握については、国が指針を示し各県と連携して行ってください。

(3) 実態把握にあたっては、障害者団体等の民間団体と必要な連携を図ってください。

4. 原子力発電所事故に関する賠償請求への支援

福島第一原子力発電所の事故に関する、東京電力への損害賠償請求については、障害をもつ被災者が、障害ゆえの二重の不利益を被ることがないように、その実情を正しく把握し、支援の対応を行ってください。

(1) 賠償請求については、資料点訳、音訳、テキストデータの提供、分かりやすい解説、手話による説明を含む、適切な情報提供を行ってください。

(2) 障害者が申請しやすい簡易な申請手続きを設けるとともに、手続きに関する支援や相談の対応を行ってください。

5. 被災地等における生活支援

緊急の支援をなお必要とする障害者等に対し、特に次の対応を速やかに行ってください。

(1) 仮設住宅を含む住居・生活環境の改善

仮設住宅（みなし仮設含む）のアクセシビリティや生活環境の改善については、その補修を引き続き柔軟に行えるようにするとともに、国庫負担による補助の仕組みも、より明確な使いやすいものとしてください。

なお、住居が一部損壊等で十分な支援が受けられなかった人のうち、生活基盤の弱い障害者等に対しては、住居の復旧や移転等について追加の支援をお願いします。

(2) 移動支援のニーズへの対応

沿岸部等においては、公共交通機関が十分に復旧せず、また高台の仮設住宅等に移り住むなどの事情から、日常の買い物や通院すらままならず、移動支援のニーズが大変高くなっており、民間団体による緊急的な支援活動が続いています。

公的な移送サービスの実施と充実、民間による移送サービスへの支援、タクシー券等の補助など、必要な対応を行うとともに、障害者や高齢者を含むすべての人に使いやすい公共交通機関の復旧・復興を行ってください。

(3) 障害者の仕事の支援

被災地域や隣接地域において、障害者の雇用の促進を行ってください。

特に、鍼灸あんま等、自営業の障害者については、営業再開のための支援や、官公需による仕事の確保などの支援を行ってください。

また、障害者の仕事の支援を行う事業所に対し、官公需の優先発注等を含む仕事の確保策を行うとともに、特に津波等で移転を余儀なくされた事業所もあることから、再建場所の確保を含め、建設・改修の公的助成を今後とも行ってください。

(4) 障害者等支援に関わる人材の応急的な確保

被災地においては、障害者等の支援に関わる人材が、依然として不足しています。

このたび、厚生労働省と福島県により、介護職員の人材確保に向けた対策会議が設置され、高齢者施設等を対象に、介護職員の派遣を行うことを聞き及んでいます。この際、障害者支援事業所等（小規模なNPO法人や訪問系サービス事業所等を含む）にも派遣が行われるようにしてください。

また福島県以外の被災地に対しても、人材確保のための支援を行ってください。

(5) 夏季の電力不足への対応

東日本大震災の被災地以外においても、夏季の電力不足と、予定されている計画停電に向けて、人工呼吸器を含む医療機器等を利用する在宅生活者に、必要な電源の確保を行ってください。

以上

平成 23 年度 日身連要望事項（抜粋）

東日本大震災及び災害関係

1. 仮設住宅に関し、やむを得ない事情により、現在入居している仮設住宅から他地域の仮設住宅への転居を希望しても受け付けてもらえず、苦慮しているケースがみられる。仮設住宅での生活にストレスや不安を抱えている避難者にとり、仮とは言い、生活の場となっている仮設での暮らしが少しでも希望に添ったものとなるように柔軟な対応を図っていただきたい。

[厚生労働省・回答]

- (1) 災害救助法による仮設住宅は、被災者の一時的な住まいの安定を図る目的としており、その提供期間は、原則として2年以内としている。
- (2) 被災者の皆様にとっては、なるべく早期に復興住宅等の恒久的な住まいに移っていただくことが望ましいと考えているが、被災地での復興住宅等の整備には、なお時間を要する状況にあることから、応急仮設住宅の提供期間を1年延長し、合計3年としたところ（4月17日に自治体に対して通知発出）。

(参考) 東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋）

（東日本大震災復興対策本部）

5 復興政策

(1) 災害に強い地域づくり

④被災者の居住の安定確保

(i) 地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。

～ 中略 ～

(iii) 自力での住宅再建・取得が困難な被災者については、低廉な家賃の災害公営住宅等の制度の改善・活用等を行い、その供給を促進する。～

- (3) また、プレハブ型の仮設住宅については、可能な限り入居者の負担軽減を図るため、バリアフリー対策や追い焚き機能や物置の設置など、居住環境の改善を行ったところである。

（社会・援護局総務課災害救助・救援対策室）

2. 障害の特性に配慮した災害復興公営住宅として整備、必要数設置していただきたい。

[国土交通省・回答]

災害公営住宅の整備基準は地方公共団体が条例により定めることとなっておりますが、国土交通省は、地方公共団体が条例を定めるに当たり、バリアフリー化を

含む基準を参考とすべき基準として地方公共団体に示しているところです。

また、地方公共団体が高齢者・障害者に配慮した設計を行う場合に必要となる工事費用についても補助対象とするなど、入居者のニーズに対応した整備が行われるよう配慮しているところです。

その他、災害公営住宅の整備に併せて、障害者の生活を支援する施設を民間が整備する場合には補助対象とする支援を行うこととしているところです。

国土交通省としては、被災者のニーズに対応した災害公営住宅の供給が進められるよう、地方公共団体の取り組みを支援してまいります。

3. 災害時における計画的な福祉避難所の設置等のほか、避難生活の不安を少しでも解消できるよう、相談支援体制にピアな立場の障害者相談員等を活用いただきたい。

[厚生労働省・回答]

(1) 災害時には、障害者や高齢者等の要援護者の人は、一般の避難所では生活が難しいことも多いため、こうした人に配慮した福祉避難所は非常に重要と認識している。

(2) 全国で福祉避難所の指定状況は、平成 23 年 3 月 31 日現在、全市町村の約 4 割の自治体で一ヶ所以上の指定を行っている。その施設数は 7,546 施設となっている。

(3) 厚生労働省としては、これまでも、全国会議等を通じ福祉避難所について、
①市町村による事前指定の促進
②介助員の派遣等について関係団体との事前協定の締結
などを、都道府県を通じて各市町村に依頼してきており、今後とも、関係省庁等と連携し、福祉避難所の指定促進や運営体制の整備を促していく。

(参考) 日本赤十字社の取り組み

平成 20 年 6 月「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」
を作成し、当方の全国担当者会議（平成 20 年 6 月開催）にて各都道府県に配布

(4) また、障害者やその家族が有している様々な体験や知識などを活かし、他の障害者やその家族と同じ目線に立って支援を行うピアサポートは、障害者の支援を行っていく上で有効であると認識をしている。

(5) このため、

- ① 昨年の障害者基本法の一部改正では、障害者、その家族等からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的な連携の下に必要な相談支援体制の整備を図ることが規定されたほか、
- ② 今国会で成立した障害者総合支援法には、新たに基幹相談支援センターについて

- て、その事業を効果的に実施するため、地域の事業者、民生委員、身体・知的障害者相談員等の関係者との連携に努める旨の規定を盛り込んだところ。
- (6) 身体・知的障害者相談員によるピアカウンセリングといった取組を通じて、様々な障害福祉の現場において同じ障害を持った者による相談活動が行われるよう、引き続き、支援してまいりたい。

(社会・援護局災害救助・救援対策室)
(障害保健福祉部地域移行・障害児支援室)

4. 東日本大震災において、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の実効性があったのか、その検証を含め、課題については、当事者が参加した協議の中で検討し、解消するための対応策を早急に講じていただきたい。

及び

5. 障害者の死亡や行方不明者数が、一般の方よりはるかに多かった実情をみれば、災害時要援護者名簿の作成や活用に問題があったと言わざるを得ない。要援護者名簿を検証した上で、個々の要援護者のニーズに即した具体的な避難支援計画が作成される仕組みを構築していただきたい。

[内閣府・回答]

要望4及び要望5について、内閣府は、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策は、防災上の重要な課題と認識しており、これまで「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)により、市町村に災害時要援護者名簿の作成、災害時要援護者の避難支援に係る全体計画及び災害時要援護者一人一人の個別計画の策定等を促してきたところです。

しかしながら、

- ①災害時要援護者に情報伝達が適切に行われなかったため、迅速な判断ができなかった
- ②どこに避難すればよいか判断に迷った災害時要援護者が多かった
- ③市町村において個人情報保護との関係等を理由として、災害時要援護者名簿の策定を進めていなかった

等の課題があったものと認識しています。

こうしたことから、平成24年度当初予算においては、「避難における総合的対策の推進経費」として約4,500万円を計上しており、災害時要援護者等約1万人を対象に、実態調査を行うこととしており、現在、実施に向け、障害者関係団体等とも調整を進めているところです。

今後、災害時要援護者等を含む有識者で構成される検討会を開催し、実態調査の結果も踏まえて、今年度中にガイドラインの見直し等を行ってまいります。

[内閣府政策統括官(防災担当)付]

[参事官(被災者行政担当)付]

6. 東日本大震災での避難所の対応については、さまざまな課題が指摘されたが、特に障害者については、その障害の特性や性別等から避難所での暮らしに困難を窮した状況がある。そして、そのことは、平成23年8月に交付された障害者基本法の一部を改正する法律第26条においても、“障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた必要な施策を国及び地方自治体が講じなければならない”と規定されたところである。

6-1. 身近な地域の一次避難所となる学校や体育館、公民館、或いは社会福祉施設等において、平時より段差の解消やトイレなどのバリアフリー化を、体育館等バリアフリー緊急整備事業の平成25年度への再延長など可能な限りの施策を動員し、文部科学省と厚生労働省と連携して進めていただきたい。

[厚生労働省・回答]

(1) 社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等により、居室と避難通路等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事などに補助しています。

(2) また、体育館等バリアフリー緊急整備事業は障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業として実施できる事業であるが、平成24年度をもって終了するこの交付金の取扱いについては、現在検討中です。

(社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

(社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)

[文部科学省・回答]

(1) 学校施設は、障害のある児童生徒等が支障なく学校生活を送ることができるよう配慮することや、地域社会における学習活動の場、災害時の応急避難場所としての機能が求められることから、そのバリアフリー化を進めることは重要である。

(2) 文部科学省としては、段差の解消やトイレの整備等は避難所機能の強化にも資するものと考えており、地方公共団体の要望を踏まえた25年度概算要求をしている。

(3) これまでも、文部科学省では学校施設のバリアフリー化に係る施設整備について国庫補助を行ってきているところであり、今後とも、各地方公共団体等におけるバリアフリー化の取組を積極的に支援してまいりたい。

6-2. このようなハード面の対応に合わせて、視覚や聴覚に障害のある方々に対して手話通訳者の派遣や点字や音声などによる広報などの事業や、精神・知的障害、発達障害などの方々に対してわかりやすい文書作りや支援者の派遣といった情報保障の取組みを、福祉避難所だけでなく全ての避難所において、ニーズに基づき行えるよう、体制整備を行っていただきたい。

[厚生労働省・回答]

- (1) 視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地に手話通訳者等を派遣したり、全国の視覚障害や聴覚障害の団体に構成する現地の支援本部の活動を支援したりするなど、視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を果たしました。この活動を踏まえ、災害時の視聴覚障害者の支援マニュアルを作成したところであり、今後はこの内容を関係者に研修することを考えています。
- (2) また、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから
 - ① 避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮
 - ② 避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援について、各自治体に全国課長会議や事務連絡にて依頼しています。
避難所・福祉避難所及び避難経路等の周知については、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用も可能としており、積極的な活用を各自治体に依頼しています。
- (3) 一方、東日本大震災により被災した発達障害児・者への避難所における支援については、震災直後より、情報提供のあり方を含め、発達障害児・者の特性を踏まえた具体的な支援方法や配慮等に関するリーフレット等を作成し、担当職員に対し周知・利用を促すとともに、避難所において掲示していただくなどの取組を行ってきたところです。
- (4) なお、リーフレットや掲示物については、常時活用できるよう発達障害情報・支援センターのウェブサイトに掲載しています。
(厚生労働省・社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室)
(厚生労働省・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)

7. 行政機関が保有する個人情報の保護については、東日本大震災での被災者の安否確認の大きな弊害となってしまったことから、その制度の在り方の検討を総務省に求めたところ、個人情報の保護に関する制度の基本法制は消費者庁における所管との回答があったことを踏まえ、人の生命、身体又は財産の保護に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合、本人の同意を得ずに個人データを第三者へ提供することができる法律上も条例上も定められていることの周知徹底、広報活動などに、関係各省庁や自治体と連携しながら努め、円滑な安否確認ができるようにしていただきたい。

[消費者庁・回答]

御指摘のとおり、災害時に円滑な安否確認ができるよう、第三者提供の例外規定があることの周知徹底、広報活動などに関係省庁や地方自治体と連携しながら努めていくことは、消費者庁としても重要なことと考えております。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」（第1条）としており、行政機関が保有する個人情報についても、この個人情報保護法の趣旨に沿うように取り扱われることが求められます。地方自治体においても、個人情報保護法の趣旨にのっとり、個人情報保護条例の適切な解釈・運用が望まれているところです。

ところが、御指摘のとおり、東日本大災害において、地方自治体が保有する個人情報適切に共有されなかったとの、いわゆる「過剰反応」が問題となりました。

①消費者庁は、このような過剰反応問題への対策として、パンフレットやリーフレットの作成・配布、ウェブページ上での動画の配信、個人情報保護法質問ダイヤルを設置しての電話対応、全国各地での説明会の開催などを通じて、個人情報保護法の趣旨や第三者提供の例外規定の周知・徹底等を図っております。今年度の説明会では、地方自治体における地域見守り協定等の取組事例の報告や、災害法制に詳しい弁護士等専門家を講師に招くなどして、過剰反応対策をさらに強化します。そして、平成25年度も、引き続き過剰反応対策を強め、法制度の周知徹底を図っていく予定です。

②また、「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」が平成18年3月に取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）では、市町村において、要援護者と接している福祉関係者等と平常時から連携を深めることの重要性を指摘しているところ、内閣府は、災害時要援護者等を対象とした東日本大震災における避難に関する実態調査を行うとともに、有識者等で構成される検討会を開催し、その結果を踏まえ、ガイドラインの見直しを平成24年度中に行う予定であると聞いております。

③さらに、総務省は、適切な情報共有が図れるよう、地方自治体が保有する個人情報の災害時における第三者提供に関する現状について、地方自治体を対象とした調査を進め、災害時における個人情報の提供の実態を把握しているところであると聞いております。

消費者庁は、災害時に円滑な安否確認ができるよう、今後も、関係省庁や地方自

治体と連携の上、個人情報保護法の体系や制度の周知徹底、広報活動などに努めてまいりたいと考えております。

8. 災害時における情報伝達及び緊急通報システムは、災害弱者である障害者にとり必要不可欠であることから、安否情報システムを含めた災害に強い携帯電話のシステム作り等の取組みを強化していただきたい。

[総務省・回答]

- (1) 昨年、東日本大震災においては、通信設備の損壊、大規模な停電、膨大な通信需要の発生により、携帯電話や固定電話が広範囲にサービスを停止し、国民生活や社会経済活動に大きな影響が出たことを踏まえ、総務省では、携帯電話のシステムを含めた通信設備の耐災害性の強化等に取り組んでおります。
- (2) 具体的には、通信事業者等も交えた検討会を開催し、
- ①通信設備の停電対策やバックアップ対策等、通信設備の安全・信頼性に係る技術基準の強化
 - ②携帯電話の通信混雑対策技術の研究開発
- 等に取り組んでいるところです。
- (3) その他、住民への確実な情報伝達を図るため多様な手法で住民への災害情報の伝達を行うことが重要であると認識しており、「住民への災害情報伝達手段の多様化の実証実験」を行い、多様な情報伝達手段の有効性を検証することとしているほか、「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」を開催し、これらの結果を踏まえて、Jアラートや市町村防災行政無線（同報系）をはじめとする住民への多様な災害情報伝達手段の整備促進に取り組んでいく予定です。
- (4) 総務省としては、これらの取組等を通じて、災害時における情報伝達及び緊急通報システムの利用の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

9. 今夏予定されている計画停電については、昨年の計画停電の際に生じた問題点に十分留意していただきたい。特に、社会福祉施設においては、人工呼吸器の必要な方や体温調節をすることができない方、また、たんの吸引が必要な方が入所されていることから、計画停電からの緩和措置の対象とし、生命の危険がないよう、安全の確保をしていただきたい。

[経済産業省・回答]

計画停電は原則不実施。万が一に備え、準備を進めているところです。

今夏は、昨年計画停電を実施した際に生じた問題点を踏まえ、停電時間を1回約2時間、万一停電する場合のスケジュールは事前に公表する等の対応を取りました。

また、昨年は計画停電時も通電する医療機関が、救命救急（三次救急）等に限定されておりましたが、今夏は、二次救急の医療機関まで通電されます。

また、人工呼吸器使用患者等については、バッテリーの活用、近隣の通電される医療機関への一時退避、電力会社から貸し出す小型発電機の利用などで対応いただくべく、医療機関を通じて準備をお願いしているところです。

スケジュールを事前によくご確認いただいた上で、通電されている近隣の医療機関と一時受入れ等の調整をしていただく等の対応をとっていただき、万が一計画停電を実施する際にも、人命が損なわれることのないよう、関係省庁と連携して万全を期してまいります。

障害者等に中心をおいた地域における災害・防災意識啓発事業

企画実行委員会委員名簿一覧

委員長 阿部 一彦

委員 野辺地 省吉 (社福)岩手県身体障害者福祉協会事務局長

庄子 賢 (社福)宮城県身体障害者福祉協会常務理事兼事務局長

渡邊 純一 (社福)仙台市障害者福祉協会常務理事兼事務局長

小松 博保 (財)福島県身体障がい者福祉協会事務局長

小西 慶一 (社)東京都身体障害者団体連合会専務理事

飯塚 善明 (NPO)静岡市身体障害者団体連合会事務局長

森 祐司 (社福)日本身体障害者団体連合会常務理事・事務局長

(敬称略/順不同)